

SHOW! SCORE

学生の手引き2024

目 次

●学校長メッセージ	
国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校 学校長 田中 良	2
第1章 SHOW！国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校 教育方針	3
第2章 学科コンセプト	6
第3章 学習について	19
1. 成績評価	
2. 追試験	
3. 認定試験	
4. 進級条件	
5. 進級時特待生制度	
6. 卒業条件	
7. 留年	
8. 休学	
9. 退学	
10. 停学	
11. 除籍	
12. 転科	
13. 報奨	
第4章 学生生活	23
1. 学生の心得	
2. 出欠席管理	
3. 学生証	
4. 挨拶・言葉遣い	
5. 喫煙	
6. 校舎・設備使用規定	
7. 清掃	
8. 通学について	
9. アルバイト	
■ NSG スクエア 利用共通規定	
第5章 インターンシップ（就業体験）について	34
1. インターンシップの意義	
第6章 デビュー・プロ活動、就職について	36
1. プロダクション／オーディション受験について	
デビュー・プロまでのフローチャート	
就職・関係書類の提出時期フローチャート	
2. 「業界関係者の方へのプレゼンテーション」参加企業（2019年・2020年実績）	
3. 就職活動の基本的な心構え	
4. 就職の斡旋について	
5. 早期就職研修について	
第7章 カレッジリーグ・フィールドワーク・プログラムについて	40
1. 目的	
2. 構成	
3. その他	

第 8 章	校友会（同窓会）について	41
	1. 目的	
	2. 会員資格	
第 9 章	事務手続	42
	1. 学校への連絡	
	2. 学生への連絡、通知	
	3. 各種証明書の交付	
	4. 各種届出	
	5. バス・JR 通学定期	
	6. 授業料・設備費・維持費の納入	
	7. テキスト・検定・行事費等	
	8. 追試験、認定試験の手続き	
	9. 校舎内施設の利用願い	
	10. その他	
第 10 章	キャンパスセクシャルハラスメントの防止について	45
	1. 基本方針	
	2. 定 義	
	3. 防止啓発	
	4. 相談・苦情・申告の場合	
第 11 章	個人情報取り扱いについて	47
第 12 章	リスク・マネジメント	50
	1 盗難被害に遭わないために	
	2 交通事故を起こさないために	
	3 交通事故を起こしたら（含む自転車事故）	
	4 交通事故に遭ったら	
	5 ストーカー・痴漢の被害にかからないために	
	6 女性が安全に暮らすために	
	7 悪質商法の手口あれこれ	
	8 悪質商法セールスに気をつけましょう	
	9 クーリングオフ制度を知っておきましょう	
	10 注文していない書籍などが送られてきたら	
	11 自転車・バイクの盗難防止のために	
	12 火災に備えて	
	13 地震に備えて	
NSG スクエア 2F 避難経路図		59
NSG スクエア B1F 避難経路図		60
避難場所・避難所 案内図		61
J アラート発令時対応		62

学校長メッセージ

本校の学校理念は、
【全学生のプロデビュー・プロ活動・専門職就職を実現する】
というものです。

本校で行なわれる総てのことは、この学校理念に基づいて行なわれるものであることを、
まずは理解してください。

みなさんは、何故本校に入学しようと思ったのでしょうか。
「専門的な知識や技術を身につけるため」「社会に出る前に様々な経験をするため」
その理由は、人それぞれだと思います。
しかし、本校の在校生全員に共通するのは、
「音楽・エンタテインメントが好きで、それを一生の仕事にしたい」
という想いだと、私たちは考えています。
そして、みなさんが理想とする将来を実現させてこそ、本校に入学した意義があります。

アーティストを目指す全員が卒業後にすぐプロになれるとは限りませんし、スタッフを目指す全員が希望通りの企業に就職出来るとは限りません。
しかし、本校での学びを通じて、専門知識・専門技術を身につけ、多くの経験を積み、それを活かした「音楽・エンタテインメントの仕事」に就くことは、全員が出来ることです。

大切なことは、
「自分の入学時の目標達成に向けて、行動し続けること」そして、
「あらゆる可能性を視野に入れた、幅広い行動をすること」です。

そのため本校の教育カリキュラムは通常授業の他、多くの特徴的な内容を盛り込んでいます。
「SHOW！ゼミ」「選択授業」「ビジネス教育」「インターンシップ」「デモンストレーションコンサート」「サマーレビュー」「グランドコンサート」「特別講演会」等々。
これらにはすべて【学校理念の実現】という観点から行なわれているものです。
どうかこれを、みなさん一人一人がしっかりと受け取ってください。
意味のあるものにするのか、無意味なものにするのか。
それはみなさんの取り組み次第です。

近年、音楽エンタテインメントの世界は変革期に入っていましたが、新型コロナの影響で更に大きな変化を余儀なくされました。
そして、アフターコロナとなった今、また次の段階へと進化していくことでしょう。
重要なことは、「この変化にみなさんがいかにして対応していくか」ということです。
新しい時代の音楽エンタテインメントビジネスの先端に立つのは、まさにみなさんの世代です。
かつてないほどの劇的な転換期に立ち会えることを前向きにとらえて、これから一年間の学びを行ってください。

全員で、プロデビュー・プロ活動・専門職就職を実現させましょう！

国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校
学校長 田 中 良

【教育理念】

全学生のプロデビュー・プロ活動・専門職就職を実現する。

【建学の精神】

国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校では、教育理念達成のため、以下の5つを大切にした教育、人材育成を行います。

①自学 ②挑戦 ③創造 ④貢献 ⑤人間性

①受け身ではなく、「自ら学ぶ人」になる。

②失敗を恐れず、
「一歩前に踏み出す勇気のある人」になる。

③それぞれの専門分野で、
「独創性、創造性を発揮する人」になる。

④地域、日本、世界で活躍し、
「社会の発展に寄与する人」になる。

⑤優れた人間性を身につけ、
「応援される人（好かれる）」になる。

【本校の目的】

国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校は、学校教育法に基づき、優れた専門性と豊かな創造性を教育の基本理念とし、芸術分野に携わる人材としての専門技能及び实际生活に必要な能力を養成すると共に文化的教養の向上を図り、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

【3つのポリシー】

本校では、教育活動の充実を目的に、アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、ディプロマポリシー（卒業認定・専門士授与の方針）を定め、体系的で組織的な教育の実践に取り組みます。

【アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）】

国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校では以下に示すような学生の入学を望んでいます。

- ①音楽・ダンス・エンタテインメント分野に強い興味と関心を有しているとともに、強い学習意欲を有している人
- ②将来音楽・ダンス・エンタテインメント業界で活躍したい強い熱意がある人

【カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

「全学生のプロデビュー・プロ活動・専門職就職を実現する」を理念とし、音楽・ダンス・エンタテインメント分野の専門学校として、「知識」「技術」の習得や、国際的にも優れた才能を発揮できる人材育成を目指す。そのために実務経験を持った教員による講義・演習・実習を重視した教育を行う。

【ディプロマポリシー（卒業認定・専門士授与の方針）】

学校教育理念である「全学生のプロデビュー・プロ活動・専門職就職を実現する」のもと、音楽・ダンス・エンタテインメント分野の「知識」「技術」の習得、また、国際的にも優れた才能を発揮できる人間性を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するものとする。
また、卒業の認定基準については学則で定める修業年限以上在籍し、所定の条件を満たす者を卒業認定とする。

目標達成のための十ヶ条

- 一、挨拶・返事を「元気に」「笑顔で」「自分から」せよ
- 二、言葉が人を作る。常にポジティブであれ
- 三、人のせいにはしない
- 四、気が付く人になれ
- 五、掃除をせよ。掃除は心を磨く
- 六、素直な心が自分を成長させる
- 七、とにかく行動せよ
- 八、困難を楽しむ人になれ
- 九、期日は守れ。期日遅れは信用を失う
- 十、感謝の気持ちを大切に

アーティストとしてデビューしたい人へ

一人でも多く自分のファンを増やす！

アーティストとしてお金を稼いでいく上で大切なことは、あなたの「ファン」の存在です。あなたのファンがいなければ、アーティストとして生計を立てていくことは出来ません。一人でもあなたのファンになってもらえるよう、技術面、人間力を磨いていきましょう。

●アーティストとしての自覚をもつ●

あなたは今日からアーティストです。常に人に見られている意識を持ちましょう。服装、メイク、ヘアスタイルは常に意識してください。また、SNSでの発信は常に見られています。他人の誹謗中傷、不満などマイナスな発言は自分を不利にします。上記「目標達成のための十ヶ条」を率先し、「人間力」の向上を図りましょう。

●デモ音源、映像制作を！●

業界関係者へプレゼンできるもの（武器）がなければデビューは出来ません。オリジナル曲やカバー曲（アレンジしているもの）、MV、ライブ映像など、業界関係者へプレゼンできるコンテンツ作りにも励み、世界に一つだけのあなたの個性を作り上げてください！

●外部でのステージ（現場）経験を積む！●

SHOW!ではステージ（現場）を経験する機会がたくさんあります。校外ステージの経験を積むことによって、技術力の向上だけでなく、今後の繋がりを得ることができ、次回のお仕事を頂けるかもしれません！また、先方とやりとりをすることにより、プロ意識が芽生え、挨拶、返事が当たり前になり、責任感も養うことができます。ライブ活動やチーム活動も上記同様です。積極的に活動しましょう！

●技術力向上に努める！●

実力があることはデビューへの絶対条件です。授業で学んだことを復習し、向上させていってください。SHOW!では朝からスタジオが利用できます。昼休み、放課後も使用できます。柳都オレンジスタジアムも使用ができます。人の3倍練習し、技術力向上に努めてください。またプロのステージをたくさん観ることも重要です。興味がないものほど観て勉強しましょう。

スタッフとして業界就職したい人へ

走れ！声出せ！言い訳するな！

現場では挨拶・返事が一番です。やる気のない人には仕事は来ません。どの現場でも走り、声を出し、言い訳せず、取り組みましょう。きっと一緒に働きたいと思ってもらえる「人材」になれるはずです。

●人間力の向上を図る！●

業界人に必要なものは「人間力」です。挨拶、返事をしっかりとし、責任感のある社会人になるための意識を持ちましょう。また、SNSでの発信は常に見られています。他人の誹謗中傷、不満などマイナスな発言は自分を不利にします。上記「目標達成のための十ヶ条」を率先し、「人間力」の向上を図りましょう。

●ライブイベントを企画・運営する！●

SHOW!はアーティストがいて、スタッフがいる、いわゆる「音楽業界です」。学校の施設にライブハウスやFMブースがあり、ライブやラジオ番組を企画し、発信することができます。SHOW!のアーティストたちをどう売るか？そしてライブでどう輝かせるか？を常に考え、行動し、経験を積んでください。全てが自分のスキルアップと実績に繋がります。

●インターンシップに参加する！●

SHOW!では現場を経験する機会がたくさんあります。現場を経験することは業界就職するにあたり、非常に重要です。多くのインターンシップに参加し、経験を積むことで仕事が身に付き、プロ意識が芽生え、挨拶・返事が当たり前になり、責任感を養うことができます。

●技術力向上に努める！●

実力があることは専門職就職への絶対条件です。授業で学んだことを復習し、向上させていってください。SHOW!では朝から施設が使用できます。昼休み、放課後も使用できます。人の3倍機材に触れ、技術力向上に努めてください。機材に触れる時間が増えればおのずと実力も身に付いていきます。またプロのステージをたくさん観ることも重要です。興味がないものほど観て勉強しましょう。

第2章 学科コンセプト

【音楽アーティスト科】ヴォーカルコース

～ヴォーカリストとして、プロフェッショナルを目指す～

－自分の個性を見極めましょう－

自分自身としっかり向き合い、個性やアーティスト性、ヴォーカリストとしての潜在能力を知る事が、自己表現へと繋がります。その為に、日々歌い、日々考え、日々練習し、日々人の意見に耳を傾けましょう。自分自身を客観的に見ることで「アーティスト」としての自分の姿が見つかるはずです。

－ライブ、オーディションに参加しましょう－

様々なステージ依頼、オーディションがあります。実力を伸ばし続け、ファンを増やし、人脈を増やしていくためにも積極的に参加しましょう。その為に日々の授業や練習に励み、準備しておきましょう。

－復習しましょう－

授業で何を学べるのかは、自分次第です。夢をかなえる為に、すべての授業に本気でついてきてください。SHOW!のスタジオをどんどん使って練習し、さらに実力を伸ばしてください。

－人間力を育てましょう－

人間性そのものが音楽にそのまま映し出されます。どんなにいい声や技術を持っていても、人間力が低ければ、人に愛され応援されるアーティストにはなれません。1人でも多くの方に愛され感動を届けるアーティストになりたいのなら、何事にも感謝を忘れず、挨拶、返事をしっかりし、素直な心で学びましょう。

－さまざまなジャンルの音楽を聴きましょう－

SHOW!では様々な方の演奏を聴く機会に恵まれます。どんなジャンルでも積極的に聴き、音楽力や視野、知識をどんどん広げ、インプットしていきましょう。

【音楽アーティスト科】ギターコース/ベースコース/ドラムスコース/キーボードコース

～日々練習、日々自分の作品を作り続ける。そして常にアウトプットし続ける～

ー日々練習・作品制作に専念しようー

楽器もスポーツと同じで日々のトレーニングが必要です。毎日楽器に触る癖をつけましょう。そして、ワンフレーズでも、毎日作曲する癖をつけましょう。

各分野の先生の話の聞いたり、質問を行って積極的に交流を持ちましょう。

ー常にアウトプットしようー

今の時代、個人が世界中へ発信する事がとても簡単になっています。自分の演奏、作品をどんどん動画共有サイトなどで発信していきましょう。そうすることで世界中で自分の作品にアクセスが可能になります。どこで自分の作品に火がつくかわかりません。

ライブ活動も重要です。新潟市は様々なライブハウスが存在します。積極的に出演して生で見てもらおう事に慣れましょう。

ー社会人としてのマナー・常識を守ろうー

どこの現場へ行っても、マナーが第一です。「挨拶」「返事」は徹底してください。

そして音楽業界は上下関係も厳しい世界です。自身が率先して動きましょう。

【ダンス科】

～ダンスを仕事にし、ダンスを通じて人を幸せにする～

ダンスを通じ心と人間力を豊かにし、その人にしかできないパフォーマンスを目指します。

－ダンスの技術力向上を図る－

ダンスを仕事にする上で、ダンスの技術力向上は必須です。

HIPHOPやJAZZの基礎を身に付けましょう。分からない箇所を次の授業に残さないよう、自らすぐに質問をしてください。

また、授業で習ったことを消化する自主練習も積極的に行ってください。

－様々なジャンルに対応できるようにする－

メディア関係や舞台上で活躍する場合、様々なジャンルのダンスに対応できることが求められます。

また、様々なジャンルのダンスを踊ることにより、自身のダンススキルの幅を広げることになります。各ジャンルでの踊り方を学び、自身のオリジナルのスタイルを作り上げていってください。

－人間力を磨く－

いくらダンスの技術があったとしても人間力が低い人には仕事は来ません。

挨拶・返事、掃除、素直な気持ち、「一緒に働きたい」「この人をお願いしたい」と思ってもらえるように日々行動しましょう。

【K-POP エンタテインメント科】 K-POP ダンス&ヴォーカルコース

～ K-POP アーティストとしてデビュー、韓国系企業への就職を実現する～

これを実現するために必要なこと3カ条

—韓国語を習得する—

K-POPアーティスト、韓国系企業への就職実現は、言葉のコミュニケーションです。普段授業で勉強するだけでなく、先生と積極的に韓国語を使って、「ネイティブに話せる」自分自身を作り上げましょう。また、高資格を取得し、自分に自信をつけましょう。

—ダンス・歌の技術向上、オーディションに積極的に参加する—

ダンス・歌の基礎を身に付けていくと同時に、顔の表情、表現の仕方を研究しましょう。教えてもらったから出来るという事ではありません。日々の自主練習を繰り返す事で自分のスキルとなっていきます。一つでも多くの事を身に付けるために日々の練習は欠かせず、自分を磨いていきましょう。

—人間力を磨く—

人に応援される職業、それがプロです。いくらダンス・歌の技術があったとしても、人として当たり前の事が出来ない人には、仕事は任せられません。毎日の挨拶や返事、普段からの掃除、素直な心を持ち「一緒に働きたい」「あの人に頼みたい」という信頼を作り上げていきましょう。

【K-POP エンタテインメント科】K-POP ビジネスコース/オンライン K-POP ビジネスコース

－韓国語を習得し、世界の変化に敏感になる－

韓国系企業への就職には語学習得は必須です。在学中に積極的に検定を受けて資格取得を目指しましょう。

自然と韓国語が出てくるように、自主学習は努めて実施し、機会があれば韓国人との交流を積極的に図りましょう。

また、韓国への理解を深めると共に、世界では何が起きているのか常にアンテナを張り、世界に通用する人材になる為の教養を身につけましょう。

可能な人はまず、韓国留学を目指す事も第一歩です。

－自ら考えて動けるスタッフを目指す－

エンタテインメント業界に必要な人材となるには、自ら考えて動ける行動力が必要です。情報収集、企画、実践、そして、失敗と成功の経験を重ねる事です。

イベント制作やインターンシップの機会があれば、積極的に参加しましょう。アルバイトやボランティア体験などでも良いでしょう。

現場でスタッフとしてどう動けばいいのか、実体験をもって学びましょう。

－信頼・安心・希望を与えられる人間力を磨く－

お客様だけではなく、アーティスト、クライアントなど関わる全ての人に礼節を忘れずに接しましょう。

デジタル時代だからこそ、相手に対する感謝や敬意、配慮、思いやりを伝える事が大切です。

伝え方も重要です。行動で伝える他、言葉でも伝えてください。その為にも韓国語の学習とともに日本語の語彙力、表現力を磨きましょう。

いつもよりも3倍明るく、笑顔を持ってコミュニケーションを取ってみてください。

関わった相手に、「また、一緒に仕事がしたい!」と思ってもらえたら大成功です。

人間力を磨き「信頼と安心と希望」を与えられる存在を目指しましょう。

【音楽ビジネス科】 コンサートライブスタッフコース／芸能マネージャーコース

～【人間力】を磨きエンタテインメント業界で求められる人材になる～

－失敗と成功の繰り返しで「人間力」を育てる－

音楽エンタテインメント業界に求められる人材とは【人間力】のある人です。

【人間力】のある人とは「いい人」や「何かが上手に出来る人」の事ではありません。

「一緒に仕事をしたい！」と思える人、人を惹きつける魅力がある人、それが

【人間力】のある人です。

人と人との繋がりが大切なこの業界ではコミュニケーション力が一番の「鍵」となります。エンタテインメント業界で仕事をするには話術、交渉力、先見の目が必要です。こういった力を身につけるには沢山人と出会い、コミュニケーションの場を経験し、失敗や成功を繰り返し体感する事が大切です。こういった経験が【人間力】を育てます。動画や、音楽配信など様々なメディアのユーザーへの一方通行の時代ではありますが、このビジネスを世に広げて行く事が皆さんの目標としているエンタテインメント業界の仕事です。

誰かに感動を届ける人になるために、まずは自身の【人間力】を磨きましょう。

－プロの現場で実践を学ぶ－

ライブ・イベントビジネスも活発な昨今、プロの現場で学べる環境は常に傍にあります。沢山の経験を積むには様々なシチュエーションの現場を経験する事がが必要です。音楽ビジネス科ではコンサート・ライブ・イベント・フェス、そして放送業界や映像業界、メディアなど全てプロの現場で実践として学びます。現場での鉄則は「走れ！声出せ！言い訳するな！」です。本物の現場の緊張感やプロから学ぶノウハウなど現場の仕事は実際に自分の目で、耳で、身体で覚えるものです。本物を沢山体感し、そして自分を磨いて行きましょう。

【映像デザイン科】

～とにかく好き！の情熱があるクリエイターになろう～

ー好き！がスキルを磨いていくー

SNSの動画コンテンツが広がり、スマートフォンひとつで誰でも撮影編集ができる時代になりました。

動画コンテンツや仮想空間でのマーケティング市場が伸長しています。ビジネスやコミュニティの場として、「映像のチカラ」が欠かせない時代になっています。テレビや映画、YouTubeなどで公開される、あらゆる映像作品を制作する映像クリエイターは、映像を通して人々に驚きや感動を与えられる芸術的な職業です。働き方も多様であり、アマチュアである一般の人にはないスキルやセンスを磨いて、プロのクリエイターであることが重要です。最先端の技術を常に習得しようとする姿勢、他人の作品を沢山見て、良いところを常に盗める力、そしてCG・映像がとにかく好きで情熱を持っている人。このような人が、映像の現場に求められる人物です。

ーチームプレーが出来るようになるー

映像業界に求められるのはコミュニケーション、チームワークです。

映像だけではなく、ライティング、サウンド、全てのピースが揃ってこそ良い作品が完成します。

現場では撮影スタッフや、監督プロデューサー、クライアントといった多くの関係者に制作意図を伝え、画作りにもまで落とし込んでいく仕事です。クライアントのニーズを正確かつ詳細に読み取り、映像のプロとして多方面で効果的な提案をし、相手も自分も満足する映像作品制作ができる人材が求められます。周りを巻き込んで沢山の制作過程を経験し、スキルやセンスに加えて、コミュニケーションの力を身につけていきましょう。

ープロの現場で常に盗むー

MV、Youtube、動画コンテンツ、ライブイベント。プロの現場と先生が常に傍にある環境です。授業以外でもプロの仕事を沢山盗み見し、研究をしてください。様々な機材に触り、沢山創り、そして多くの人に見て貰えるよう発信をし続けてください。それが自身の技術力の向上と、実績に繋がります。映像業界に必須のチームプレーを身につける為に、沢山の人の仕事を経験しましょう。

【音響・照明科】 PA 音響エンジニアコース／照明エンジニアコース

～知識・技術と共に「現場で動ける人間」を目指す～

舞台・コンサート・ライブ・ブライダル・テレビ等、様々な現場での音響・照明技術スタッフとして働く業界就職を目指します。

首都圏の音響・照明会社での就職等を目指す場合は、首都圏の専門学校生、その他全国の専門学校生など応募が多いため競争率が高く、求められるスキルも高いことを意識し、学校生活を送ってください。

－1番になるものを見つけ自信をもつ－

クラスや、学年、学校内で自分が「1番」だと言えるものをいくつ作れるかに挑戦してください。「誰よりも多く〇〇した」「誰よりも時間を費やした」「誰よりも早くできる」「誰よりも丁寧にできる」など。小さくても1番になることが多くあればその1つ1つが自信となり、就職時にも他の人よりも輝く要素の1つになります。

－自ら動く－

「教わった＝できる」ではありません。自ら時間を作り復習する、調べる、研究する必要があります。好きなことだからこそ、学校で教わってないことも興味を持って調べたり、先生を捕まえて質問したり、多くのインターンシップ等の現場に行ったり、学生だからこそできる時間の使い方をしてください。2年間はあっという間に過ぎ、立ち止まっているだけでは他の人にどんどん追い越されます。自分のペースでいいから、自らの力で進んでいきましょう。

－好かれる人間－

失敗を恐れず、とにかく動いてみてください。失敗して怒られることはありますが、失敗もせず動かなければ何も学びはありません。業界が求めているのは言わなくても気が付いて動ける人です。

そして、元気がある人、笑顔な人、声が出せる人、素直な人、休まない人、人に聞く前に自分で考える人、文句を言わない人、ポジティブな人…と挙げればきりがありませんが、現場が求めているのは一言でいうと「いい子」です。さらに言うと空気が読める人間になることも大事です。たくさんの人と関わる仕事だからこそ、一緒に仕事をして気持ちのいい人間を目指してください。

－誰のために仕事をするか－

①舞台に立つ人(アーティスト・役者等)、②お客様、③作品(音楽・舞台等)

これが答えです。常に公演全体を見る目をもって、自分がバンドメンバーの1人というような意識をもって仕事に取り組んでください。

【サウンドクリエイター科】 レコーディングコース/作曲・編曲コース/オンライン・通学併用作曲・編曲コース

～コミュニケーション能力に長けたエンジニア&クリエイターに～

楽曲クリエイター・レコーディングエンジニアは、一見個人作業の多い仕事に思えますが、実はどの仕事よりも人とのコミュニケーションが大事な職業です。

ーとにかく人と「話す」人にー

作曲家はクライアントの希望に沿った楽曲を作成するため何度も話し合いを重ね、仮歌や楽器を録る際は自身の思った通りに歌唱、演奏してもらう説明力が必要です。

レコーディングエンジニアとしても、クライアントが作りたい音楽、鳴らしたい音はどんな音なのかをしっかりとヒアリングする能力が必要です。

サウンドクリエイター科では、DAWを使用しての作曲の技術、学校が誇るレコーディングスタジオを使用してのレコーディングの授業での技術習得はもちろんですが、より実践的な作曲の仕事やレコーディングの現場を常に体験することにより、クライアントとのコミュニケーションを学生時代より経験して楽曲を制作していきます。

メールやLINEの文面だけでのコミュニケーションではなく、直接人と会話をする能力を身につけてください。

ー「良い音」を聞くー

「良い音」がどんな音なのかを知らなければ、「良い音楽」作ることはできません。

専門学校で出会う人は、自分一人では聞かないようなジャンルの音楽を知っている人ばかりです。ぜひ2年間で様々な音楽をインプットし、自身の作品に落とし込めるようにしてください。

作曲家もエンジニアも、素晴らしい作品を仕上げるために努力を怠らず、時間を惜しまない、そんな2年間にしてください！

【研究科】デビュー・プロ活動コース／インストラクターコース／就職・資格取得コース

研究科とは、以下の掲げる目標を持つ学生が、当校及び他の専門学校・短大・大学などを卒業後、1年間、更なる学習を続けるための学科をいいます。また、学校は業界の情報やコネクションが最も集まる環境であり、そのメリットを個々が最大限に活かす事が出来るよう、設置されています。

研究科目標

- ① インストラクターを目指す学生が、そのスキルを学び、インストラクターを目指す。
- ② プロデビューを目指す学生が、更にデビューに向けて活動を行う。
- ③ 専門科目を更に深く学びたい学生が学習を続ける。
- ④ 在学中に学んだことと違うジャンルを学ぶ。

研究科は、専攻授業に加え、全科目（一部を除く）の中から自身が受講科目を選択でき、自ら研究科カリキュラムを作成し、学生個々が掲げる目標達成を実行しています。

【総合エンタテイメント科(3年制)】

音楽アーティストコース/ダンスコース/K-POPダンス&ヴォーカルコース/映像デザインコース/作曲・編曲コース

プラス1年の学びでより高度な音楽スキルを習得する！

本学科ではそれぞれの専攻を2年間学んだ後にプラス1年の学びにより、進路選択の幅を広げます。

具体的には2年間学んだ上で3年次に「デビュー専攻」または「就職専攻」を選択し、それぞれの進路に向けた活動を行います。

「デビュー専攻」であれば音楽系企業へのプレゼンテーション、「就職専攻」であれば専門企業へのインターンシップなどです。

また3年次はマイセレクトカリキュラムを導入し、全科目(一部を除く)の中から自身が受講科目を選択でき、自らカリキュラムを作成

し、学生個々が掲げる目標達成を果たしていきます。

3年間学んで自分の可能性を広げましょう！

【総合エンタテイメント・大学科(4年制)】

音楽アーティストコース/ダンスコース/K-POPダンス&ヴォーカルコース/映像デザインコース/作曲・編曲コース

大卒+音楽スキル&国家資格を目指す！

アーティストデビューも専門職就職も目指せる！

本学科では音楽の専門スキルに加え大学の学びであるビジネス一般教養を学び、大学の学士を取得することで専門企業から一般企業まで進路選択の幅が広がります。

また総合エンタテイメント科と同様3年次に「デビュー専攻」または「就職専攻」を選択し、それぞれの進路に向けた活動を行います。

「デビュー専攻」であれば音楽系企業へのプレゼンテーション、「就職専攻」であれば専門企業へのインターンシップなどです。

また3年次・4年次はマイセレクトカリキュラムを導入し、全科目(一部を除く)の中から自身が受講科目を選択でき、自らカリキュラムを作成し、学生個々が掲げる目標達成を果たしていきます。

4年間学んで自分の可能性を広げましょう！

【取得検定】

検定名称	受験学科	学年
社会人常識マナー検定 3級	全学科	1年
Word文書処理技能認定検定 3級	全学科	1年
Excel表計算処理技能認定試験 3級	全学科	1年
ビジネス著作権検定 BASIC	全学科	2年
コミュニケーション検定 初級	全学科	2年
認定ダンス指導員 初級	ダンス科	1年
韓国語能力試験TOPIK 1～6級	K-POPエンタテインメント科	1・2年
Illustratorクリエイター能力認定試験 スタンダード	音楽ビジネス科 映像デザイン科 K-POPエンタテインメント科 K-POPビジネスコース	1年
Photoshopクリエイター能力認定試験 スタンダード	音楽ビジネス科 映像デザイン科 K-POPエンタテインメント科 K-POPビジネスコース	2年
〔国家資格〕 舞台機構調整技能検定 3級	音楽ビジネス科、音響・照明科	1年 2年
足場の組立て等作業特別教育	音響・照明科、音楽ビジネス科 映像デザイン科 K-POPエンタテインメント科 K-POPビジネスコース	1年
フルハーネス型墜落制止器具特別教育	音響・照明科	1年
色彩検定 3級	音響・照明科 照明エンジニアコース	1年
舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験 2級	音響・照明科 照明エンジニアコース	2年
MIDI検定	サウンドクリエイター科 作曲・編曲コース	1年

第3章 学習について

1. 成績評価

- ① 成績は、日頃の授業態度、出席率、科目終了時の試験等により総合的に判断します。
- ② 評価方法
 - a. 成績はS（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（可）、E（不可）の6段階で評価します。
 - b. E評価の科目は追試験を受験しなければなりません。
 - c. 出席率80%未満の科目はE評価となり、追試験を受験し合格しなければなりません。
 - d. 毎日行われる朝礼やHRの時間も、社会人として規律・ルールを守る人間力教育のため、授業内指導の一環としています。したがって、欠課・欠席の時間は出席率に反映されます。
- ③ 成績表
成績表は各学期末に作成し、保護者宛に郵送します。

2. 追試験

- ① E評価の科目は追試験を受験し、合格しなければなりません。
- ② 追試験は試験又は課題提出の形で行います。
- ③ 追試験対象者は、担任からの「追試験申請書」で科目を確認し、追試験受験料2,000円を学生課に納付しなければなりません。
- ④ 追試験対象者の保護者へ追試験科目及び受験料総額は書面又は電話で連絡します。
- ⑤ 受験料の指定日までの未納や追試験の不合格（課題の期日までの未提出）の場合は、追試験不合格となります。
- ⑥ 追試験合格後の該当科目の成績はD（可）で評価します。

3. 認定試験

- ① 追試験不合格者は認定試験を受験し、合格しなければなりません。
- ② 認定試験は試験又は課題提出の形で行います。
- ③ 認定試験対象者は、担任からの「認定試験申請書」で科目を確認し、認定試験受験料2,000円を学生課に納付しなければなりません。
- ④ 認定試験対象者の保護者へ認定試験科目及び受験料総額は書面又は電話で連絡します。
- ⑤ 受験料の指定日までの未納や認定試験の不合格（課題の期日までの未提出）の場合は、科目保留となり、年度末の進級・卒業認定会議にて進級・卒業を諮ります。

4. 進級条件

- ① 年次の授業全体の出席率85%以上
(不足時間分は補講を受講しなければなりません)
- ② 成績評価が全てD以上
- ③ 授業料等の学費・諸費用・追試等料金の納入

5. 進級時特待生制度

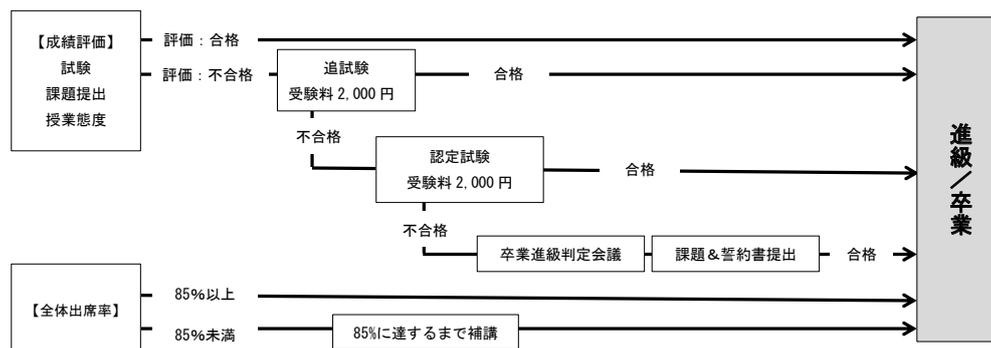
本校では進級年次生対象に学校生活の支援のため、下記の通り進級時学費の特待生制度を実施致します。

申込資格者	○学業に専念し他の学生の模範となる者 ○欠課12時間以内の者	希望者より「申請書」提出 担任より「推薦状」提出
選考方法	○面接 ○作文(将来の夢について)	作文は横書原稿用紙400字 用紙2枚以上
免除特典	■A級：50万円 ■B級：30万円 ■C級：20万円 ■D級：10万円 ※進級時学費より免除	
定員	若干名	

※1年次後期に案内、選考試験は1月中旬を予定しています。

6. 卒業条件

- ① 年次の授業全体の出席率85%以上
(不足時間分は補講を受講しなければなりません)
- ② 成績評価が全てD以上
- ③ オーディション等の参加又は卒業基準検定の取得
アーティスト系 オーディション又は音源作成を最低2回(2枚)
(就職を目指す人はスタッフ系の条件に準じる)
スタッフ系 Word又はExcel検定どちらかの取得と専門検定の1つ以上の取得
授業料等の学費・諸費用・追試等料金の納入



7. 留年

進級・卒業認定会議において卒業又は進級が認められない場合は留年となります。

8. 休学

病気その他の理由で当分の間、就学することができない人は、休学願（病気の場合は診断書添付）を提出し、許可を受けて休学することができます。なお、休学中も学生としての籍は継続し、休学事由が消滅した時点で復学するものとします。

9. 退学

- ① やむを得ない事由により、就学継続が不可能な人は、その事由を記した退学願を学校長に提出し、許可を受けなければなりません。
- ② 下記の事項に該当する者には退学を命ずることがあります。
 - ・ 正当な理由なしに教職員の指示に従わない者
 - ・ 学校の秩序を乱した者及び他の学生に迷惑になる行為をした者
 - ・ 正当な理由なしに欠課が多い者

10. 停学

学校の定める諸規則に反した場合、学校長が停学を言い渡す場合があります。

11. 除籍

下記の一つに該当する場合は除籍とします。

- ① 死亡等の届があった者
- ② 行方不明の届があった者
- ③ 正当な理由なくして授業料等の納付義務を怠り督促しでもなお納付しない者

12. 転科・転コース

カリキュラム上、転科が可能な相互の学科の転科を認めます。ただし、原則学期単位とし転科希望の1か月前に「転科願」を担任に提出し、学校長の承認・許可を得ることが必要です。

また、転コースの場合も同様の手続きとします。

13. 報奨

在学中にコンテストや検定等で優れた成績を残した学生の栄誉を称えるものです。

報奨部門	報奨品目	対象人数
デビュープロ活動奨励賞	表彰状 副賞	1名（卒年次生）
インターンシップ大賞	表彰状 副賞	1名（卒年次生）
検定大賞	表彰状 副賞	若干名（卒年次生）
新潟県専門学校協会表彰	表彰状 副賞	各学科1名（卒年次生）
皆勤賞（2年間無遅刻無欠席）	表彰状 副賞	該当者全員（卒年次生）
精勤賞（1年間無遅刻無欠席）	表彰状 副賞	該当者全員（1年生）
CFP優秀賞	表彰状 副賞	1名（卒年次生）

第4章 学生生活

1. 学校への連絡

欠席・欠課・遅刻する場合は必ず担任に連絡してください。また、担任への相談・報告・連絡は9：00～17：30の間に行ってください。ただし、事故・事件・伝染病等緊急を要する場合は上記時間帯外でも構いません。

2. 学生の心得

- ① 学校は学習をするとともに、社会人としてのマナーを身につけるところです。健康管理に気を付け、遅刻、欠席、早退をしないようにしてください。
- ② 教室は、常に清潔に保ち、積極的に自主性をもって整理整頓に努めてください。なお、清掃については教員の指示に従ってください。
- ③ 学生への面会及び電話は、原則として呼出、取次は行いません。また、学生あての郵便等の取次もしません。
- ④ 教職員及び他の学生の電話番号や住所の問い合わせは受け付けていません。
- ⑤ 貴重品は各自の責任で管理してください。貴重品は必ず持ち歩き、教室には残さないでください。万が一、盗難にあっても学校はその責任を負いません。
- ⑥ ロッカーは施錠、整理整頓を心がけ、各自の責任で管理してください。なお、ロッカーにシール、ステッカー等を貼ることは厳禁です。
- ⑦ ロッカーの鍵の紛失には十分注意してください。万が一、鍵を紛失した場合には速やかに担任に申し出てください。その際には鍵代金（1,000円税込）を支払わなければなりません。
- ⑧ 食事は2F廊下、普通教室で、取ってください。スタジオでの飲食は禁止です。
- ⑨ 在校時、SHOW！パスを必ず着用のこと。
- ⑩ 授業をうけるにあたり適切な服装であること。

- a. 火災等の緊急時以外の非常口への出入り
- b. 教室に教科書等の私物の残留、棚への残留
- c. 授業中の飲食（ジュース類、ガム等）机上也禁止
- d. 歩きながらの飲食
- e. ラーメン等の食べ残しをトイレに流す事
- f. コピー機の個人的使用
- g. 廊下に寝そべったり、廊下・階段に腰をおろすような行為
- h. 学習に支障をきたすようなアルバイト
- i. 携帯電話、モバイル端末機器等を授業中、補講中に使用又は充電すること（机上に置くことも禁止）
- j. その他学校が禁止する事項

3. 出欠席管理

① 欠席

欠席とは1日の授業全てを欠席（欠課）した場合はいいます。

- a. 欠席する場合は、前日までに必ず担任に連絡してください。
- b. 当日になって欠席する場合は、9：20～9：40の間に本人が担任へ連絡してください。その際は必ず理由を伝えてください。
- c. 欠席が2日以上に及ぶ場合にも、毎日9：00～9：30までに連絡してください。

② 欠課・遅刻

欠課とは各科目の授業欠席及び担当講師より教室入室が遅れた場合はいいます。

- a. 欠課する場合には、前日までに担任に連絡してください。
- b. 当日になって欠課・遅刻する場合は、9：20～9：40の間に本人が担任へ連絡してください。その際は必ず理由を伝えてください。
- c. 交通機関の遅れによる遅刻は、遅延証明書があれば欠課とはなりません。

③ 欠席・欠課の多い者への措置

欠席・欠課の多い学生には、保護者宛に訓告通知、戒告通知が届くことがあります。

④ 公欠基準

「公欠届」が提出された場合のみ、次のような場合は公欠とし、欠席、欠課とはなりません。

- a. 親族の不幸（忌引き、法事） 5日（他に移動日も認可）
- b. 親族の結婚 2日（他に移動日も認可）
- c. 就職年次生の就職活動（説明会、就職試験）
- d. 就職内定先から正式に依頼のあった研修
- e. インターンシップ、オーディション、ライヴ活動等、学校が認めたもの
- f. 法定伝染病により隔離を受けた場合
- g. 届出伝染病（インフルエンザ等）
- h. 居住地の天災
- l. 交通機関の停止により、登校不可能及び遅刻（遅延証明書添付）の場合
- J. その他、学校が必要と認めたもの

3. 学生証

- ① 学生証は本校の学生であることを証明するものである。したがってモバイル学生証（スマートフォン）は常に携帯し、教職員の求めに応じて提示しなければなりません。
- ② 各種証明書の発行、通学定期券の購入や学割使用の申請時もモバイル学生証が必要です。
- ③ モバイル学生証を紛失又は破損した場合や学生証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに学校事務局に届けてください。

4. 挨拶・言葉遣い

社会人としてのマナーの第一歩は、「挨拶」と「正しい言葉遣い」です。常に意識し、習慣としてしっかり身につけてください。

- ① 授業開始時、終了時の挨拶。
- ② 登校時、下校時の挨拶。
- ③ 廊下・階段等で、教師や来客者とすれちがう場合は会釈をしてください。
- ④ 教職員、来客者に対しての言葉使いには十分注意してください。
- ⑤ 教務室への入退室は以下の通り行ってください。

ドアをノックする（3回）

ドアを開け、しっかりと教務室内に入室してから

「失礼いたします」（ここで礼をする）

「私、〇〇科〇年の〇〇〇〇と申します。〇〇先生に用があり参りました。」

or

「私、〇〇科〇年の〇〇〇〇と申します。〇〇をしに参りました。」

ドアのところへ行き、

「失礼いたしました。」と言い礼をし、退室する。

※コート、かばん、帽子等は廊下に置いて入室します。

- ⑥ 遅刻した場合は、担当教師の許可を得て授業の妨げにならない様、入室をしてください。

5. 喫煙

スクエア館内は全て禁煙です。健康のため喫煙はしないようにしましょう。

6. 校舎・設備使用規定

学生は校舎及び校舎設備、備品を大切に取り扱い、損傷してはなりません。設備に異常があった場合は直ちに教職員に連絡してください。

故意、重大な過失により、設備及び備品を損傷、紛失した場合は弁償しなければなりません。校舎及び校舎設備使用規定に違反した学生は、それ相応の罰則をかします。

① エレベーター

- a. エレベーターは原則として使用禁止です。ただし教職員指導による、機材搬出・搬入の際は認めます。

② 教室・実習室

- a. 教室・実習室は学生全員で使用する場所です。整理整頓に心がけてください。
- b. 教室・実習室に教科書等の私物は絶対に置いて帰らないでください。残留物は没収となり、始末書を書いていただく場合があります。
- c. 授業終了時・使用終了時、最後に教室・実習室を退出する学生は、照明、エアコン等のスイッチを必ず切ってください。
- d. 教室・実習室内の設備・備品については使用が許可されている物以外は勝手に使用しないでください。
- e. 学校備品・実習室（スタジオ等）機材など破損した場合は、すみやかに申し出てください。（学生の過失による破損等は学生保険で処理いたします。）
- f. 使用後は必ず、清掃をおこなってください。
- g. 一般教室での飲食は認められていますが、汁物の持ち込み飲食は、2階廊下のみ可能とします。
汁物とは、カップ麺・みそ汁等のスープ類・おでん等も含みます。
- h. 規定の退出時間には、ただちに退出してください。

③ 実習室（スタジオ等）

- a. 実習室内での飲食は厳禁とします。ただし水分補給のための飲料水に関しては、ペットボトル飲料のみ許可します。
- b. 実習室の防音扉に指を挟む等、ケガには十分注意してください。

④ 保健室・シャワー室

- a. 保健室・シャワー室を利用したいときは、教職員に許可を得てください。退室の際には必ず連絡してください。

⑤ 授業時間外 教室・実習室使用

- a. 授業以外の教室・実習室（スタジオ等）の使用は、事前に所定の方法にて、申請を行ってください。
- b. 実習室（スタジオ等）は、一回の申告での使用は、準備、片付けを含み、2時間までとします。
施設使用時間は9：00～18：45とします。
但し、学校指定日、及び毎土曜日は17：15までとします。

7. 清掃

- ① 清掃は数名でローテーションを組み、全員が行います。
- ② 清掃の際には担任及び、授業担当教員の指示に従ってください。

8. 通学について

本校では公共交通機関を使用しての通学が原則です。したがって、自転車・自動二輪（バイク）・自動車での通学は禁止しています。ただし、公共交通機関での通学が困難あるいはそれに準じる場合に限り、申請があった場合に許可をします。自宅から最寄り駅（高速バスのバス停含む）利用の場合も申請は必要です。
規定を遵守し通学してください。

◇各規程の目的

自転車及び自家用自動車を使用し、通学する場合の要件及び管理等に関する事項を定め、自転車及び自家用自動車による通学（以下、自動車通学という）中の安全を図ることを目的とする。

■自転車通学規定

自転車通学を希望する学生は以下の要件を遵守し、通学許可申請を行ってください

- (1) 徒歩により自宅又は学生寮・アパートからの通学が不可能な場合
(概ね通学距離2 km以内の場合は原則不許可)
- (2) 自転車防犯登録済であること
- (3) 自転車損害賠償責任保険等に加入済であること
(新潟県は令和4年10月1日から加入が義務化となりました)
- (4) 自転車通学及びスクエア地下駐輪場使用許可手順
 - ① 地下駐輪場以外での駐輪は禁止します。
 - ② 近隣駐輪場などに駐輪した場合は罰則を科します。
 - ③ 地下駐車場（出入口は西堀側）への出入りは、必ず自転車を降りて出入りすること。
 - ④ 自転車は許可された指定の駐輪スペースに駐輪し、必ず施錠すること。

(5) 駐輪場管理

- ① 駐輪場の管理は1F管理室（管理人）が行います。
- ② 駐輪場のオープン時間は8：30～19：00（月～金）8：30～17：30（土）となります。
- ③ 自転車は「自転車ラック」に止めてください。自転車ラック以外の駐輪は禁止です。見回り時に撤去する場合があります。
- ④ 自転車は必ず施錠してください。また、スロープをBMXのように駆け下りないこと。盗難事件や怪我などの場合は管理室及び学校では責任は負いません。
- ⑤ 古町・西堀等の商店街での駐輪は禁止します。違反の場合は処罰を科す場合があります。

■自動車通学規定

(1) 自動車の定義

この規定で自動車とは、学生が所有あるいは占有・使用し、道路交通法に規定する「運転免許を要する自動車（原動機付自転車・自動二輪車を含む）」をいう。

(2) 申請・許可

自動車通学（イベントやインターンシップでの移動を含む）を希望する学生は下記の書類を提出して申請し、学校長の許可を受けなければならない。

- ① 自動車通学許可申請書
- ② 本人及び保護者又は保証人の署名捺印による誓約書
- ③ 自動車運転免許証の写し
- ④ 自動車車検証の写し
- ⑤ 自動車任意保険証の写し
- ⑥ 契約駐車場の契約書の写し（イベントやインターンシップなど利用が単発の場合を除く）
- ⑦ その他本校が指定する書類

(3) 許可の条件

自動車通学の許可の基準は下記の通りとする。

- ① 通学のための居住地から本校までの通学距離が片道5 km以上あり、且つ公共交通機関による通学が困難であると判断されること。あるいは公共交通機関を利用した場合以上の利便性が明白であること。
- ② 自動車損害賠償責任保険に加入していること。
- ③ 以下の条件を満たした自動車任意保険に加入していること。
A：対人保険 無制限

B：対物保険 1,000万円以上

C：搭乗者保険 500万円以上

- ④ 上記に関わらず、自動車通学を認めざるを得ないと学校長が判断したとき。

(4) 許可証の交付

- ① 許可条件に基準に基づき審査の上、自動車通学を許可した者に対して、「自動車通学許可証」を交付する。
- ② 許可証の有効期限は、許可を与えた年度の年度末とする。

(5) 届出

自動車通学者は下記のいずれかに該当するときは、本校に書面で遅滞なく届け出なければならない。

- ① 買い替え等により、車両の変更があったとき
- ② 通学経路を変更したとき
- ③ 自動車通学をやめるとき、もしくはやめたとき
- ④ 交通事故、交通違反があったとき（事故報告書の提出）

(6) 不許可・許可の取り消し

本校は以下の各事項に該当するときは、自動車通学の許可を与えない。あるいは既に与えた許可を取り消すものとする。

- ① 社会マナーや学生の手引きに記載の違反件数が多い。あるいは飲酒運転など通常運転者が有すべき倫理が欠如した悪質な法令違反の事実が明らかになったとき。
- ② 運転を維持できない健康、もしくは精神状態にあるとき。
- ③ 授業への遅刻が多く、通学途上の運転に要する注意が憂慮懸念されるとき。
- ④ 申請・届出等の提出書類に変更事由があるにもかかわらず申告されていないとき。
- ⑤ 保険契約に変更又は解除があるとき。
- ⑥ その他道路交通法及び関係諸法令等の規定に違反する行為があったとき。

(7) 運転禁止

下記の事項に該当する場合は車両の運転を禁止する。また、状況によっては許可を取り消すことがある。

- ① 飲酒したとき
- ② 運転免許証を携帯していないとき
- ③ 疾病・過労等により正常な運転を維持できないとき
- ④ 遅刻が予想され通常運転に要する正常な注意義務を払えないとき
- ⑤ 車両を停止させず携帯電話等の無線通信装置を通話の為に使用するとき。もしくは画像による道路探査表示用装置（いわゆるカーナビ）を運転中に注視し、運転に要

する正常な注意義務が払えないとき

- ⑥ 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき
- ⑦ その他道路交通法及び関係諸法令等の規定が禁止している事項にあたる時

(8) 運転者の自己責任

- ① 自動車通学者が運転中に起こした事故については、本校は一切責任を負わない。
- ② 契約駐車場で生じた車両及び車内の盗難、破損、天災等の事故について、本校は一切責任を負わない。
- ③ 運転者が事故を起こした・受けた場合は、警察・保険会社に速やかに連絡すると共に、担任まで連絡し、後日「事故報告書」を提出しなければならない。

(9) 罰則規定（車両による通学者、無許可自転車通学者）

- ① 違反1回目：反省文提出
 - ② 違反2回目：3日間の停学及び始末書提出
 - ③ 違反3回目：1週間の停学及び始末書提出
- ※ 3回以上の違反がある場合は退学となる場合があります。

反省文・始末書は共に保護者署名捺印

9. アルバイト

- ① アルバイトを行う場合は『アルバイト許可申請書』に必要事項を記入し、許可を得てください。（無許可のアルバイトは認められません）
- ② 学生生活を送る上で、不適當あるいは不必要と判断されるアルバイトは、許可できない場合があります。
- ③ 学生の本分は学業にあることを十分に考慮し、アルバイトにより学業継続が困難な状況にならないように注意してください。

■ NSG スクエア 利用共通規定

NSGスクエアは、国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校、国際トータルファッション専門学校、国際ホテル・ブライダル専門学校、国際外語・観光・エアライン専門学校・新潟コンピュータ専門学校の5校からなる複合教育施設です。NSGスクエア館内は各校専有部分と共有部分から成り立っています。以下のルールを守り、全校学生・教職員が快適に使用できるように心がけてください。

1. 館内案内

①オープン時間

1 F	8：30～19：30	月～金
	8：30～17：30	土
SHOW!フロア	9：00～18：45	火～金
	9：00～17：15	土

(学校オープン日の月曜日、夏・冬・春休みの教室利用可能日は17：15まで)

※やむを得ず19：00以降に帰宅する学生は、不審者侵入を防ぐ為教員立会いの下退出すること。

学生が退館する場合、担任が必ず出口まで見送り、不審者が侵入しないよう注意すること

②各校専有部分

- ・国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校
B1F、1F SHOW! CASE!!・FM Studio、2F
- ・国際トータルファッション専門学校 1Fセレクトショップ・ショールーム、3F
- ・国際ホテル・ブライダル専門学校 4F
- ・国際外語・観光・エアライン専門学校 5F
- ・新潟コンピュータ専門学校 1Fスポーツコーナー、6F・7F

※他校の専有部分への無許可での立ち入りを禁止します。

※各校閉鎖時はセキュリティがかかっていますので、立ち入りを禁止します。

③共有部分

1F 1Fの共有部分の管理は管理室で行います。

④その他

- ・非常口は災害等発生緊急時の為の物です。緊急時以外の使用は禁止とします。

2. パス（名札）について

- ① スクエア館内は防犯・警備上、スクエア館内の専門学校生及び教職員はパス（名札）の着用が決まりとなっています。
- ② パスがない学生は、入館及び各校内へのフロアの立ち入りは禁止となっています。
- ③ パスがない場合、他校の教職員・管理人等から身分証明を求められることがあります。
- ④ パスを忘れた場合は、担任に申し出て貸出用のパスを着用してください。貸し出されたパスは退館時に担任に返却してください。
- ⑤ パスを紛失した場合は直ちに担任に申し出てください。その際には再発行費として制作費（1,500円税込）を支払わなければなりません。

3. 飲食について

- ① 飲食は2F廊下、普通教室のみとなっています。
- ② 実習室での食事は禁止となっています。
- ③ カップラーメン・みそ汁・スープ等の食事類汁物の飲食は2F廊下で、取ってください。他の場所での飲食は禁止です。
- ④ カーペット教室の床には電気の配線が通っているため、水にぬれるとショートしたり火災の原因になる恐れがあります。飲み物などをこぼさない様注意してください。
- ⑤ 飲食後の容器に飲み物や食べ物が残っている場合は、きちんと中身を捨て、空にした上で容器を処理してください。
- ⑥ 特に「食べ歩き」は絶対にしないでください。
- ⑦ スクエア各校・館内への飲食物の出前は出来ません。

4. 喫煙について

- ① スクエア館内は全て禁煙です。健康のため喫煙はしないようにしましょう。
- ② 古町・西堀等の商店街での喫煙も禁止です。違反の場合は処罰されることがあります。

5. エレベーター

- ① 上階の他校専用で、SHOW!の学生は原則、使用できません。
- ② 先生の指示による荷物の運搬以外は、使用できません。

6. ゴミ捨てについて

ごみは必ず下記に分類して、B1Fのゴミステーションに捨ててください。ゴミ捨ての際は西堀出入口から外へ出て、駐輪場入口から入ってください。

- ① 燃やすごみ
- ② ペットボトル
- ③ 缶
- ④ ビン

7. 設備使用規定

校舎設備・備品は大切に取り扱い、改変・損傷しないよう注意しましょう。設備・備品の異常を認めた場合は直ちに教職員に連絡してください。故意過失が認められた場合は弁済を学校が申し出る場合もあります。

- ① スクエア館内は防災設備を完備していますので、みだりに防災設備には触れないで下さい。また、学生諸君は災害時の緊急避難行動が速やかに取れるよう心がけると共に、適時実施する防災訓練に参加しなければなりません。
- ② 教室は常に整理整頓に務めてください。私物類の残留がないよう気をつけてください。なお残留私物類は適時処分します。

第5章 インターンシップ（就業体験）について

1. インターンシップの意義

(1) インターンシップを通してミスマッチの防止

社会人へのイメージをしっかりと掴み、入社前に仕事や社会の実態、ルール・マナーなどを身に付けることで、就業後の離職を防止し、自分自身も会社もWINWINのより良い関係の基礎作りが目的である。

(2) 「働く」イメージを持つ

アルバイトも含めいわゆる就業体験のない学生にとって、実際の仕事の世界は全くの未知の領域です。単に学校で知識を学んでいるだけでは、どうしても“働く”というイメージをハッキリ持てません。インターンシップで職業を体験し、会社・社会の仕組みを理解し、自分が働いている姿をしっかりとイメージし、卒業後のキャリア形成や職業選択に役立てる。

(3) インターンシップから学ぶもの

① 視野が広がる

インターンシップは一定の作業を行い給与を得る労働のアルバイトと異なり、「キャリア教育」「社会観養成」「職業観養成」が目的です。作業ではなく、ビジネスの仕組みや仕事全体を理解することができ、将来に対するあるいは夢の実現に対して視野が広がります。

② コミュニケーションが学べる

職場には幅広く老若男女の方がたくさんいます。仕事を通じた交流によりコミュニケーションが学べます。

③ ビジネスマナーが身に付く

仕事や職場での交流を通して基本的なビジネスマナーが身に付きます。学生の内は知らなかった挨拶の大切さや電話応対、書類の作成、応接などのマナーが身に付きます。学生の内から身に付けることで就職後はもとより就職活動でも活かすことができます。

④ 内定に近づく

インターンシップの成果から即戦力あるいは将来の戦力として就職内定を得ることが多いです。

(4) 申請・許可・報告

インターンシップを希望する学生は下記の書類を提出して申請し、学校長の許可を受け、終了後は報告をしなければならない。

- ① インターンシップ参加許可願（授業時の参加の場合は「公欠願」も提出）
口頭での申請は認めない
- ② インターンシップ参加報告書

(5) 許可の条件

インターンシップ許可の条件は下記の通りです。

- ① 各科目の出席状況が良好であること
- ② 参加に伴い事前に申請書を提出していること

(6) 成績表及び成績証明書への記載

所定の手続き・報告書の提出がなされた場合は、成績表及び成績証明書に期日・概要を記載する。

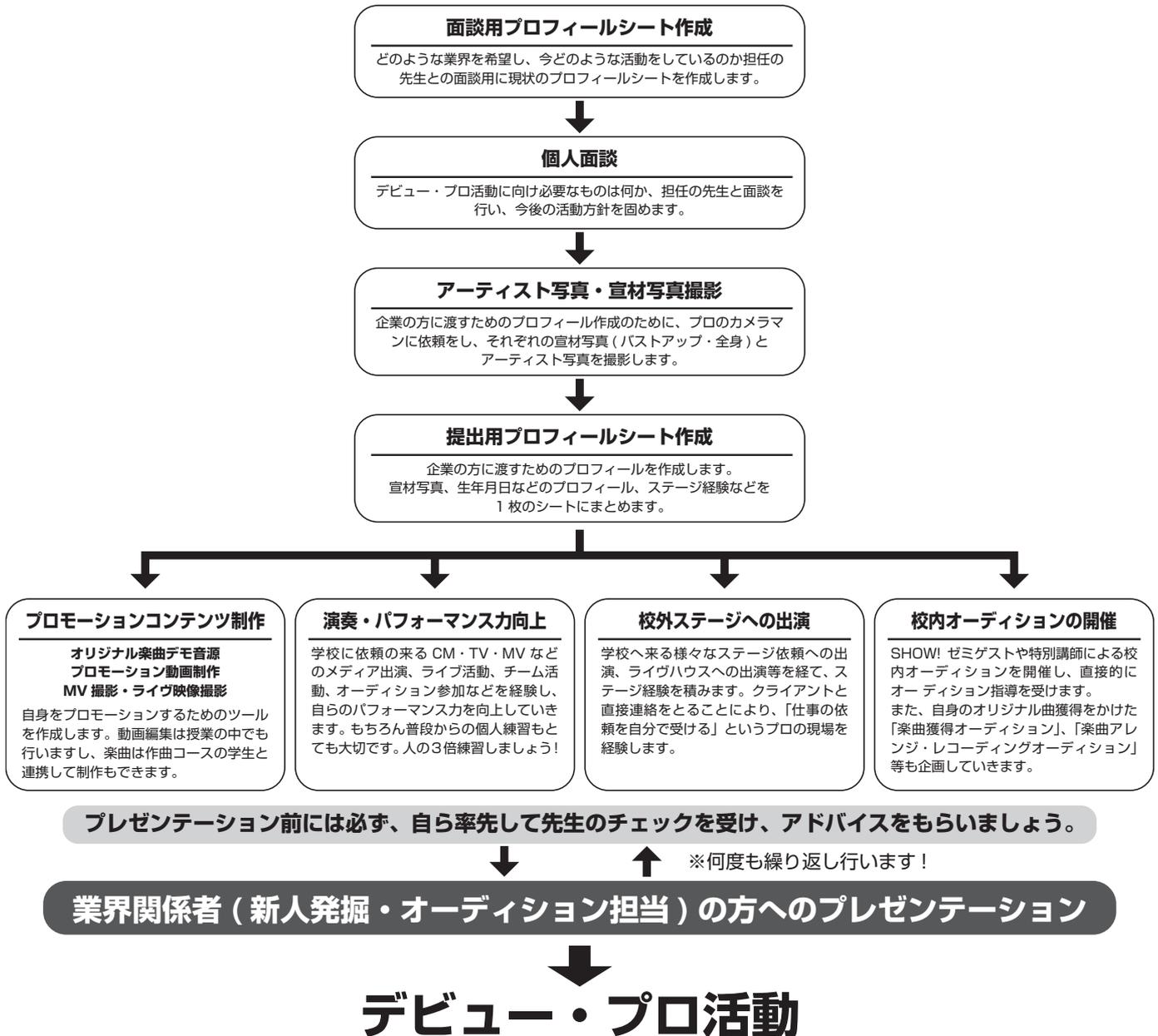
(7) 不許可・許可の取り消し

以下の各事項に該当するときは、インターンシップの許可を与えない。あるいは既に与えた許可を取り消すものとする。

- ① 検定対策授業週、補講週、その他学校が指定した週・日
- ② 各科目の出席状況が不良であるとき
- ③ 報告書が未提出のとき（授業時の参加の場合は公欠の取り消し）

第6章 デビュー・プロ活動、就職について

デビュー・プロ活動までのフローチャート



1. プロダクション/オーディション受験について

プロデビューのためのプロダクションとの契約や各種オーディションを受験する際は、担任の先生及び保護者の方と十分に相談・指導を受けた後に受験をしてください。特にプロダクションとの契約については単独で動かず、必ず資料を担任や保護者に見せて確認を取ってください。

当たり前ですが、受験に際してはSHOW!の代表として相応しい人物であることが条件です。進級卒業の条件などの要件を満たしておいてください。

また、受験の際は「プロダクション/オーディション受験」申請書を必要書類（コピー可）と併せて提出してください。また、受験終了後は「受験報告書」を提出してください。合格後は申請書の下欄にある「合格報告書」も提出してください。

下記オーディションサイトも参考にしてください。

- narrow
- audition.nerim
- music-audition（音スト）
- deview
- musicman-net

2. 「業界関係者の方へのプレゼンテーション」参加企業

SHOW!では毎年プロデビューを目指す学生を対象に「アーティストプレゼン」を行い、業界の皆様から様々な助言や指導をいただいています。皆さんも日々研鑽したキャリア・技術を発揮して下さい。

株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント

株式会社アゲハスプリングス

株式会社ジェイロック

エイベックス・マネジメント株式会社

株式会社キッス・エンタテインメント

expg株式会社

株式会社キューブ

株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント

株式会社ニューカム

株式会社テレビ朝日ミュージック

株式会社ユークリッド・エージェンシー

SM ENTERTAINMENT

株式会社HYBE LABELS JAPAN

SEKAI WALKER Producers 合同会社

有限会社アースリーナイン

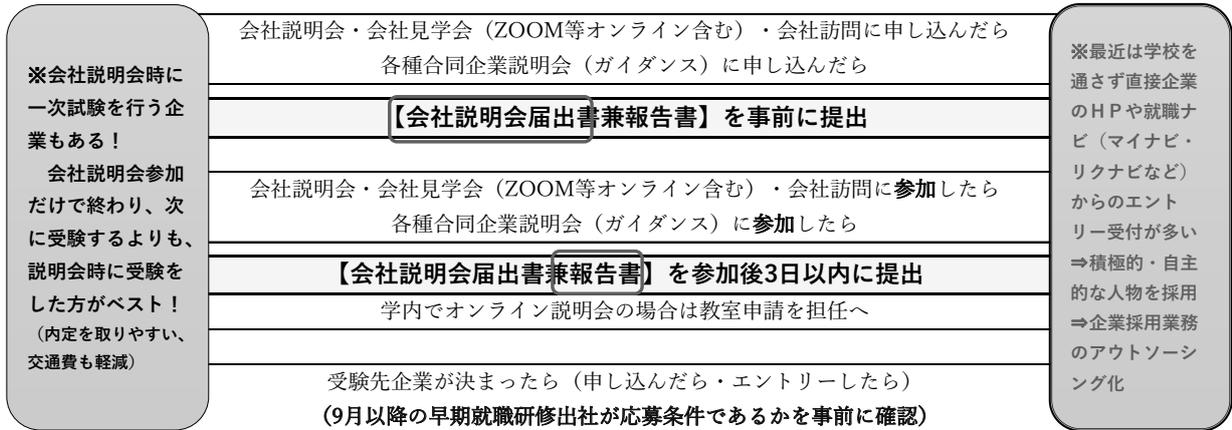
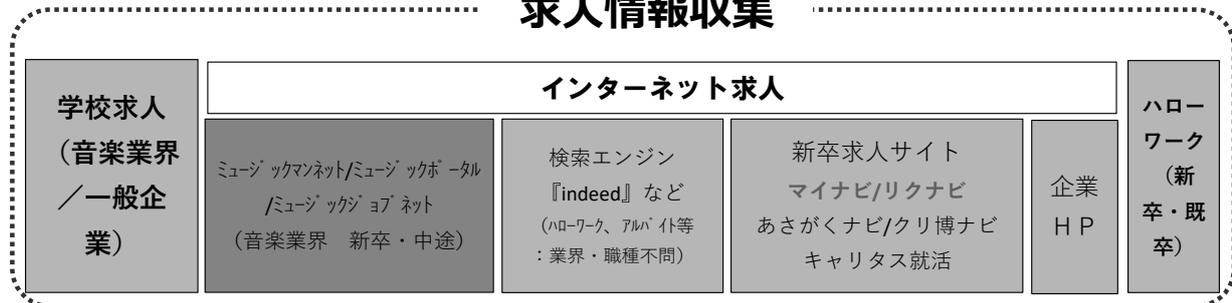
韓国E Zエンタテインメント（湖西芸術実用専門学校）

株式会社柳都アーティストファーム

その他多数

就職活動の流れ

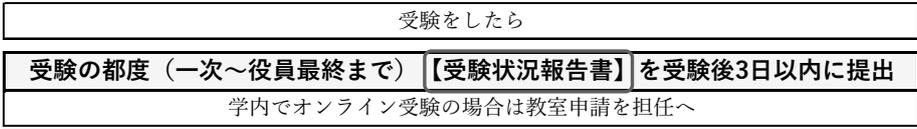
求人情報収集



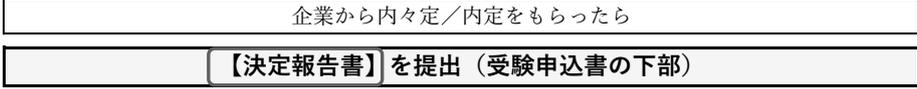
一般企業受験は専門企業受験より競争率が高い！ より早く、明確な企業選択が必要

【受験申込書兼決定報告書】を提出 書類審査の場合も含む	【就職関係書類】の作成依頼 成績証明書 卒業見込証明書 健康診断書 (写し)	【履歴書/ES】の作成 履歴書は学校のもの使用 担任に必ずチェックしてもらう	オンラインも含む 【面接練習】の実施 担任or担任以外の先生
---------------------------------------	--	---	---

就職関係書類の作成、履歴書・ESの下書チェック、提出/模擬面接 ⇔ 日数・時間の余裕が必要



※先輩方の過去の受験報告書はいつでも確認できます。希望者は担任に申し込みしてください。



※学校斡旋の内定企業への「内定辞退」は禁止です。受験の際に担任・就職相談室に確認してください。



※提出する書類はデータで担任に提出・申請
 ※早期出社の場合は【早期研修報告書】の提出
 提出 = 出席扱い = 卒業

3. 就職活動の基本的心構え

- ① 即戦力の人材として期待されている専門学校生は、社会人としての基本姿勢を身に付けている必要があります。そのため、日ごろから、生活態度・服装・言葉遣いなどに注意し、一流の社会人として通用する様に準備をして下さい。
- ② 就職希望者は、最終学年の前年度より就職活動を行う必要が有ります。特に昨今のきびしい経済状況では、ますます活動のスタートは早まっています。
- ③ 実際の就職活動において、国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校生として、節度のある態度で積極的に取り組んでください。
- ④ 就職活動においては担任及び保護者の方と十分相談した上で、会社訪問や受験に臨んでください。その際は、前ページのフローチャートを参照し、必要な書類を提出し許可を得るとともに活動の報告をしなければなりません。

4. 就職の斡旋について

- ① 本校は、厚生労働大臣の許可による無料職業紹介所を設けています。所定の条件を満たす学生は学校斡旋により、就職活動を行うことができます。
- ② 「内定辞退禁止」の企業もあります。受験の前に必ず担任又は就職相談室に確認してください。
- ③ 採用内定（決定）をもって斡旋終了とし、以降は他の企業の斡旋はできません。
- ④ 就職手続きの詳細は、就職年次前の就職研修で改めて説明します。

5. 早期就職研修について

- ① 企業の中には新卒採用者には4月1日に一人前の企業人・社会人としてスタートをしてもらいたいという所は少なくありません。特に音楽、ダンス、エンタテインメントの業界では幅広く且つ深い専門知識技術が要求され、研修期間も長期に渉ることもあります。そこでそのような企業は新卒採用に当たり、在学中からの就職研修を採用の条件としている場合があります。
- ② 学校では上記の場合、「早期就職研修」と称して後期より企業に派遣（実際に社員として労働）しています。したがって、企業を受験する場合は、採用条件をしっかりと求人票で確認し、保護者の了解を必ず得てください。
- ③ 早期就職研修の期間は「労働時間＝専門分野のインターンシップ」として捉えていますので、「入社＝授業出席」と判断し、卒業要件を満たすものとしています。この期間は「研修報告書」「出席（出勤）証明書」を提出することで、上記の要件を満たすこととなりますので、必ず提出期限を守ってください。未提出の場合は「卒業不可」となることがあります。
- ④ 必要な手続きについては早期就職研修の開始前に担任より説明があります。

第7章 カレッジリーグ・フィールドワーク・プログラムについて

1. 目的

本校の教育方針である「豊かな人間性の育成」と「様々な人たちとのネットワークづくり」の実現に向けて、本校内外の課外活動、行事への参加を推進します。同時に学生の積極性、自己啓発意欲の育成を図ります。

2. 構成

- (1) 名称 カレッジリーグ・フィールドワーク・プログラム (C.F.P)
- (2) 概要 必須行事全てに参加・規定ポイントを取得することにより、C.F.Pの規定点とします。

CFP 行事 & ポイント一覧

必須行事名	1年生	2年生	研究科
サマーレビュー	2	2	2
NSG 学園祭	2	2	2
NSG 大運動会	2	2	2
アルビレックス観戦 (2回)	4	4	4
グランドコンサート	2	2	2
合計 (規定点)	12	12	12
任意行事1名 (1ポイント)			
例：献血			
例：行政等主催イベントボランティア			
例：清掃活動、スポーツ大会参加など			

3. その他

- (1) 内定後の入社前研修者（早期就職研修者）の研修期間においては、必須行事への参加がなくても研修報告書の提出で振り替えとします。
- (2) 傷病等の正当な理由でC.F.P行事に参加できず、規定点に達しない場合や、規定点以上にポイントを取得したい学生は任意行事に参加することで、該当行事をC.F.P行事として認定しポイントを付与します。
- (3) 任意団体が主催する行事に参加する場合は、事前に担任に参加行事が分かるものを添付申請し許可を得てください。事後申請は認めていません。
- (4) 規定点以上のポイント取得者には卒業年次に「C.F.P優秀者」として表彰します。

第8章 校友会（同窓会）について

1. 目的

会員相互の親睦を図り、母校の発展に貢献することを目的としています。

2. 会員資格

・会員

本学（国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校）を卒業した学生全員が、会員になります。

・特別会員

本学（国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校）の現旧教職員が、特別会員になります。

その他、校友会に関する詳しい説明は、卒業時に口頭又は書面にて行います。

第9章 事務手続

事務手続きは事務局で行います。各種証明書の発行や届出、追試験等の料金納入などを扱います。

(受付時間は火～土の9:00～17:00までとし、日・月は受付を行いません。)

1. 各種証明書の交付

すべての申請及び交付は事務局窓口で行います。

① 交付

各種証明書の交付は、申込み日の翌日の午後1時以降に行います。なお、学生証の掲示なきものには、証明書を交付しません。また、電話による申込みは受け付けません。各種証明書の申請はすべて所定の申込用紙に必要事項を記入して提出することで行います。

② 学割証・在学証明書・通学証明書

- a. 学割証は1人年間5枚までとします。
- b. 学割証は不正に使用しないでください。不正使用すると本人が年間学割証の使用を停止されるばかりでなく、全校生の使用停止事態も生ずるので注意してください。
- c. 各申込用紙には必要事項をもれなく記入し、申請してください。

③ 卒業証明書・卒業見込証明書・成績証明書・健康診断書

就職、その他で交付を受けようとするものは、受取日の前日までに所定の申込用紙(就職試験関係証明申込書)に必要事項を記入して担任に申請してください。

2. 各種届出

① 休学、退学

休学、退学を願い出る場合は、所定の届出用紙に保護者連署のうえ、事前に担任に提出し、学校長の許可を受けなければなりません。また、病気のため休学、退学を願い出る場合は、医師の診断書を添付しなければなりません。

② 住所変更

住所に変更があった場合(町名変更、引越等)は直ちに所定の届出用紙により担任に届け出てください。

③ 身上異動

住所変更以外で、入学願書、生徒調査書に記入されている事項、あるいは一身上の異動が生じた場合は、速やかに担任に申し出てください。

3. バス・JR 通学定期

① バス定期（新潟交通）

バス定期券は、バス定期券通学証明書に必要事項を記入し、提出します。翌日の午後1時以降に処理済の証明を受け取り（学生証提示）、各自バスセンター窓口で購入してください。

② JR定期

JR定期券は、JR通学証明書に必要事項を記入し、提出してください。翌日の午後1時以降に処理済の証明を受け取り（学生証提示）、各自JR窓口で購入してください。

※JR定期継続についての通学証明書の要・不要は以下の通り。

（新潟駅以外は、いずれの場合も通学証明書を必要とすることがあるので各駅窓口で確認すること）

4. 授業料・設備費・維持費の納入

① 1年次

入学手続き時にすでに納入済以外の学費（後期授業料、後期維持費）は所定の期日までに納入するものとします。（8月初旬日予定）

② 2年次

3月の指定された日までに次年度の授業料、設備費、維持費を1年分まとめて納入するものとします。（自動振替）

③. 授業料、設備費、維持費は必ず期限までに納入しなければなりません。これを怠ると、各種書類申請および卒業・進級を保留または拒否されることがあります。

④. 授業料等の未納が長期にわたる場合は退学を命ぜられるが、退学後においてもその責務は消滅しません。

5. テキスト・検定・行事費等

① テキスト・検定・行事費は指定の期日まで納入するものとします。（自動振替）

ただし、2期分納で明細は自宅宛に郵送される文書を参照してください。

② テキスト・検定・行事費は実費負担となるので、年度末毎に精算を行います。不足額がある場合については、期限までに納入しなければなりません。これを怠ると各種書類の申請および卒業・進級を保留または拒否されることがあります。

③ 行事の中には年度当初に実施計画・手配完了しているものがあります。したがって、病気や怪我などによる私的な理由や早期就職研修及び退学等で欠席をする場合でも、該当行事の費用は返却できません。

例：研修旅行、サマーレビュー、グランドコンサートなど

6. 追試験、認定試験の手続き

各試験の申請及び受験料納入は事務局で行います。

7. 校舎内施設の利用願い

時間外に学校内の施設（教室など）を利用する場合は、あらかじめ担任の許可を受けてください。また、申請書が必要な施設を使用する際は、必ず申請書を提出してください。

8. その他

- ① 事務局では両替は行いません。
- ② 各種証明申請書は、必ずボールペンで記入すること。（鉛筆不可）

第10章 キャンパスセクシャルハラスメントの防止について

1. 基本方針

キャンパスセクシャルハラスメント（以下キャンパスセクハラという）とは、Campus=校内の Sexual=性的 Harassment=嫌がらせ。合わせると、「学校内での性的嫌がらせ」という意味です。

国際音楽・ダンス・エンタテインメント専門学校（以下本校という）では、キャンパスセクシャルハラスメントを防止し、健全で快適な教育環境を作るよう努力します。学生の皆さんはもちろん教職員など学校に関る人たちは、この方針に基づき、個人個人を尊重し合い、学校生活を送るよう留意してください。

キャンパスセクハラは、人としての尊厳を侵害する重大な不当性差別行為です。本校においては、このような行為は容認せず、厳正な態度で臨みます。

学校に関る人たちとは、学生の皆さん、教職員、インターンシップ先、業者等全ての関係者を指します。

2. 定義

（1）対価型セクハラ

相手方の意に反する性的な言動を取り、それに対する対応によって、修学・教育または研究を行う上で、一定の利益または不利益を与える行為（学校では、地位や立場を利用して交際や性的関係を強要するもの、関連して職権を用いて報復されたり、条件の不利益を受けるものと捉えます。）

（2）環境型セクハラ

相手方の意に反する性的言動により、就学・教育または研究を行う環境を損なう行為。（学校では、学生同士・学生と教職員等において不快な性的言動によって当事者が屈辱的、敵対的感情を抱くと同時に周囲の環境にも、同影響を与えるものと捉えます。）

※自分の言動が、他の人にどう受け止められるかはその人の価値観で違います。自分の言動には充分留意しましょう。

3. 防止啓発

キャンパスセクハラのない学校にするために、学生の手引きを用いて年間2回程度の読み合わせ・確認会を行います。また、学校内にキャンパスセクハラ防止対策委員がおり、啓発や注意の他、相談・申告に応じます。学生の皆さんはセクハラを「しない」「させない」「見たら注意する」ということを念頭におき、行動してください。

4. 相談・苦情・申告の場合

被害等に関する相談は一人で悩まず相談してください。相談は担任の先生の他学内にいるキャンパスセクハラ防止対策委員にもできます。担任の先生もしくは学内対策委員に電話（学校の電話）・対面・Eメールで相談・申告をしてください。

第11章 個人情報の取り扱いについて

●個人情報の収集目的と利用について

皆さんからご提供いただく個人情報には、以下のものがあります。

- ・入学願書（出願時の提出書類一式）
- ・学業成績
- ・各種資格検定取得実績、大会・コンペ入賞実績、就職内定先、新聞等でのパブリシティ
- ・授業中、各種大会・イベント、行事にて撮影した個人写真、集合写真、インタビューコメント、VTR録画映像（編集されたものも含む）
- ・既に当校が所有している個人写真、集合写真、インタビューコメント、VTR録画映像（編集されたものも含む）
- ・その他校務運営中に発生した個人情報

当校では、皆さんの在学期間中および卒業後において、下記に掲げる校務運営等の目的のために個人情報を利用します。

- ・各種事務連絡
- ・授業運営（校務全般）
- ・成績管理、分析および各種統計資料作成
- ・学校案内書作成および学生募集活動
- ・進路指導

●個人情報の管理について

在校生・卒業生の個人情報は、当校において厳重な管理体制のもとに責任をもって管理します。

また、当校は個人情報の属性の集計、分析を行う場合、個人が識別・特定出来ないよう加工したものを作成して利用、処理することがあります。

●個人情報の第三者への提供について

当校では、下記に示す場合を除き、本人の承諾なしに第三者（業務委託先を除く）に開示および提供することはいたしません。本人の同意を得た場合に限り開示または提供するものとします。

- ・ 保護者又は保証人への成績等の通知など一切の連絡
- ・ 出身学校への資格取得報告、就職内定報告、在学状況などの一切の連絡
- ・ 資格、検定、各種コンペ、大会、関連する協会・団体への申込み事務に関わる一切の情報提供
- ・ インターンシップ先、実習先への申込み事務に関わる一切の情報提供
- ・ 通信教育、併修先大学・短期大学への業務に関わる一切の情報提供
- ・ 就職試験申込みに関わる一切の情報提供
- ・ カウンセラーへの相談、病院（健康診断）、旅行会社（研修旅行）、教材準備業者への相談、申込みに必要となる情報提供
- ・ 学生寮管理委託会社への一切の情報提供
- ・ 校友会（同窓会）および校友会総連合会（NSGグループ全体の同窓会組織）への一切の情報提供
- ・ その他、司法機関や行政機関から法的義務を伴う個人情報の開示要請を受けた場合

なお、本人の意思により、第三者へ個人情報を提供した場合、当校は一切の責任を負わないものとします。

個人を識別できる情報以外により、期せずして本人が特定できてしまった場合は、個人情報の第三者への提供にはあたらないものとします。

●個人情報の共同利用について

当校は、下記の法人間において個人情報のデータを共同利用することがあります。

共同利用の範囲：学校法人新潟総合学院、学校法人国際総合学園

共同利用する情報の項目：氏名、在籍学校名、学年、出身高等学校、各種資格検定取得実績、大会・コンペ入賞実績、就職内定先、個人写真、団体写真、インタビューコメント

●問合せ等について

不明な点は担任まで確認してください。

【成年年齢改正に伴う留意点】

出来るようになること（親の同意を必要としない）

- ① スマートフォンの購入
- ② アパートの賃貸契約
- ③ クレジットカードの作成
- ④ ローンを組んでの自動車等の購入（ローンを組めない銀行もあります）
- ⑤ 自身の居所や進路決定
- ⑥ 10年間パスポートの取得

注意すべきこと

各種契約や購入などが保護者の同意が不必要となるので、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が予測されます。次ページからの「リスク・マネジメント」を精読・熟読し、有意義な社会生活を送るようにしてください。

第12章 リスク・マネジメント

<1. 盗難被害に遭わないために>

- ちょっとした外出でも、必ず戸締りをしましょう。
- 「カギ」は新聞受けなどには入れないようにしましょう。
- 以前、人が住んでいた部屋を借りる際は、前の住人、交際相手などが合鍵を持っているおそれがあるので、「カギ」を交換するようにしましょう。
- 帰省、旅行などで長期間部屋を空ける時は、新聞の配達などは断わりましょう。
- 預金通帳と印鑑は、カードは別々に保管しましょう。
- 貴重品は万が一に備え、番号、メーカー、型式、特徴等を控えておきましょう。
- 余分な現金は、金融機関に預けるようにしましょう。
- 自転車の駐輪、自動車の駐車の際には、必ず「カギ」をかけるようにしましょう。
- 被害にあったら、そのままにして警察に連絡しましょう。

<2. 交通事故を起こさないために>

- 時間のゆとり、心のゆとりをもちましょう。
- ハンドルを握ったら運転に集中しましょう。
- 道路、交通量、周囲の状況を考えて、スピードをコントロールしましょう。
- カーブの手前では、スピードは控えめにしましょう。
- 交差点では、必ず一時停止、徐行をして安全を確認しましょう。
- 前の車と安全な車間距離を保ちましょう。
- 追い越しは、道路幅員、スピード、対向車等の状況を考えて無理をしないようにしましょう。
- 時々、ハンドル、ブレーキ、タイヤの点検をしましょう。
- お酒を飲んだら、絶対ハンドルは握らないようにしましょう。
- 長時間の運転の際には、適当な時間に休憩をとるようにしましょう。

<3. 交通事故を起こしたら（含む自転車事故）>

- 事故の続発を防ぐため、事故車両を安全な場所に移動させ、「道路における危険防止」をして下さい。
- 負傷者がいる場合は、「救急車」の要請をして下さい。また、救急車が来るまでの間、「可能な応急の救護」をして下さい。

- 事故のあった日時、場所、負傷者の数、程度等を「警察」に連絡して下さい。
- 相手が軽い怪我であっても、また、外傷がなくても医師の診断を受けさせるようにして下さい。
- 相手方に自分の住所、氏名、連絡先を告げて下さい。
- 保険契約（強制保険、任意保険）を結んでいる保険会社に連絡をして下さい。強制保険で、死亡の場合最高3,000万、傷害で最高120万、が支払われます。強制保険で不足の分は任意保険で支払われます。
- 相手方には、親切、誠実、良識ある態度で接して下さい。不親切は、トラブルの原因になります。
- わからないことや、トラブルが起きたら警察、「県」又は「市町村」の「交通事故相談所」「困りごと相談所」に相談（電話）して下さい。
- 軽微な「物損事故」「自転車事故」でも必ず警察に届けてください。警察が見分することによって法外な損害賠償を抑止することが出来ます。

< 4. 交通事故に遭ったら >

- 警察への届け出義務は加害者にありますが、加害者が届け出を渋っているような場合には、自分の方から警察に連絡をして下さい。
- 記憶の薄れないうちに、事故の日時、場所、経緯、見取り図等をメモしておいて下さい。
- 事故を目撃した人がいたら、その人の住所、氏名、電話番号、証言等をメモしておいて下さい。
- 加害者の車の登録番号、住所、氏名、電話番号、勤務先、自動車保険の会社を聞いて、記録をして下さい。
- 外傷がなくても、後になって具合が悪くなることもあるので、必ず、医師の診断を受けて下さい。
- 「示談」は、医師からOKが出て、後遺症等がはっきりするまで、急がないで下さい。原則として「示談」はやり直しが出来ません。
- 被害者の方からも、相手の保険会社に損害賠償の請求が出来ます。
- 損害請求に必要ですので、入院費、治療費、交通費等の領収書を保管しておいて下さい。
- 困ったこと、トラブルが起きたら、警察、「県」又は「自治体」の「交通事故相談所」「困りごと相談所」に相談（電話）してみてください。

< 5. ストーカー、チカンの被害にかからないために >

- 後をつけられていると感じたら「110番」又は、タクシーに乗込む等して下さい。
- 自宅、アパート、学校を出る際に近くに不審者、見かけない車がないか周囲の警戒をして下さい。
- メールアドレス、電話番号は他人にわからないように管理しましょう。
- 無言電話には、応対をしないで切りましょう。また、内容によっては、「警察に言います」「録音しています」と短く言って切りましょう。
- クレジットカード、請求書等の個人情報細かく破いてから捨てるようにしましょう。
- 「チカン」には、勇気を出して「チカンよ」と言いましょう。
- 狙われていると感じたら、1人で悩まないで、警察、先生、友達、家族に相談しましょう。
- 不安を感じたら、「防犯ブザー」を携帯しましょう。（有料、貸出しがあります）

< 6. 女性が安全に暮らすために >

- 住居侵入
 - ・突然の訪問者には、ドアスコープ、ドアチェーンを活用しましょう。
 - ・宅配便等の服装をしても、用件、身分等を確認し、安易にドアを開けないようにしましょう。
 - ・やむをえず部屋に入れる場合でも、ドアは開けっぱなしにしていつでも外に出られるようにしておきましょう。
- 空き巣
 - ・ちょっとした外出でも、こまめにカギをかけましょう。
 - ・「カギ」は新聞受けなどには入れないようにしましょう。
 - ・帰省、旅行などには、新聞などの配達は断りましょう。
 - ・外には「踏み台」になるような物は置かないようにしましょう。
- 下着どろぼう
 - ・下着類は、できるだけ室内に干すようにしましょう。
 - ・やむを得ずに外に干す場合は、バスタオル等の内側に干すようにしましょう。
- ひったくり
 - ・バックやカバンは、車道などの通行側に持たないようにしましょう。
 - ・自転車の買い物カゴには、防犯ネットを掛けるようにしましょう。
 - ・人通りの少ない夜道は、出来るだけ避けるようにしましょう。
- キャッチセールス（エステ 化粧品 宝石等）
 - ・しつこく誘われでもその場で契約したり買わないで一度冷静に考えてみましょう。

- ・クーリングオフが出来るか必ず確認をしましょう。
- ・万一被害に遭ったり、トラブルが発生したら、警察、消費センター等に相談しましょう。

●誘惑 連れ回し

- ・言葉たくみな甘い誘いには用心しましょう。
- ・繁華街、リゾート地などでは、出来るだけ2人以上で行動するようにしましょう。
- ・知らない人からの車の誘いには、絶対に応じないようにしましょう。

●薬物の誘惑（覚せい剤・ヘロイン・大麻等）

- ・どんなに誘われでも、きっぱり断わる勇気をもちましょう。
- ・ドラッグで痩せられる、それはウソです。薬物は痩せ薬ではありません。
- ・1回のつもりが、あなたの一生を台無しにします。

●携帯電話 インターネット

- ・知らない人からの交際や呼び出しには安易に応じないようにしましょう。
- ・相手が信用できるまでは、会わないようにしましょう。
- ・他人に、電話番号、パスワード、クレジットカードなどの個人情報を知られないように管理しましょう。

●悪質商法

- ・うまい話には必ず裏があります、注意しましょう。
- ・不審なセールスは、まず身分と用件を確認しましょう。
- ・クーリングオフを必ず確認をしましょう。

< 7. 悪質商法の手口あれこれ >

●押付け商法

本人の依頼や、承諾のないのに家に入り込んで商品を売りつけたり、脅しをかけて商品を販売する商法。

●資格（士）商法

勝手に考えた経営、法律、建築の公的資格と極めてまぎらわしい架空の資格や、正規の資格の取得を名目に、教材費、登録料、受講料などを騙しとる商法。

●危険商法

ガス、水道、換気扇、消火器等の点検などと言って家庭を訪問して「ガス漏れがある」「水道が汚染されている」「浄水器をつけた方がいい」「換気扇が古くなって火事になる」「消火剤の有効期限が切れている」などと言って不安を煽り商品を売りつける商法。

●キャッチセールス

人通りの多い路上や、駅前などでアンケートを求めるようなふりをして呼び止め、喫茶店などに連れ込んで健康食品、教材、映画の会員券などを売りつける商法。

●アポイントメントセールス

突然知らない会社から電話やハガキがきて「あなたの電話番号が当たりました」「あなたが〇〇人の中に選ばれました商品を取りに来て下さい」などと言って営業所や喫茶店に呼び出して商品購入を契約させる商法。

●送りつけ商法（ネガティブオプション）

注文もしていない商品、書籍などを勝手に送りつけて、断らなければ購入したとして、代金を一方的に請求する商法。

●紹介屋商法

広告などに「50万円まで即融資、全国どこでもOK、来店不要、フリーダイヤル〇〇番」などと、あたかも簡単に融資が受けられるようなオトリ広告を出して、電話を掛けてきた客には「あなたは金融機関では信用がよくない。うちではお貸しできないので他の店を紹介する」などと言って、いかにもその紹介によって融資を受けられるかのように装い紹介料を騙し取る商法。

●工事商法

「キャンペーン中だから特別価格です」などと言って、いまずぐ契約をすれば工事価格の値引きの特典があるかのようなセールストークを用いて、住宅のリフォーム、ベランダ、カーポートなどの工事契約をする商法。

●紳士録商法

紳士録の記載、削除、打ち切り、保管などを口実に多額の料金を請求又は、騙し取る商法。

< 8. 悪質商法セールスに気をつけましょう >

- 相手の身分と用件をしっかり聞き、相手のペースにはまらないようにしましょう。
- いったん家の中に入れるとしつこく厄介です。おかしいと思ったら家の中に入れないことです。
- うまい話しには裏があります。「もうかります」の話しは注意しましょう。
- 相手に自分の財産、預金などは話さないようにしましょう。
- 中途半端な返事は相手につけ込まれます。はっきり「いりません」と言って下さい。
- 断わっているのに何時までも居座る時は「警察に連絡します」と言い、場合によっては「110番」して下さい。
- 言っていることと、契約書の内容が全然違うことがあります。契約のサインは、クーリングオフなどよく契約の内容を確認してからにして下さい。
- 財産を守るのは自分自身です。悪徳商法にかからない知識を身につけましょう。

< 9. クーリングオフ制度を知っておきましょう >

●クーリングオフとは

訪問販売、電話勧誘販売など、クーリングオフの期間内であれば、購入者は販売業者に対し、「書面」によって、申し込みの撤回、契約の解除ができます。

契約金の支払いの必要はありませんし、商品の引き取りに必要な費用も業者側の負担となります。

●クーリングオフができる期間

・訪問販売、電話勧誘販売、生命保険契約の場合は、クーリングオフができることを書面で知らされた日から8日間。

・投資顧問契約は、10日間 海外先物取引、現物まがい商法は、14日間 連鎖販売取引（マルチ商法）は、20日間。

(注意) 取引内容、店舗外での販売、商品などによって期間が異なる場合がありますので、契約の際クーリングオフの「期間」をよく確認して下さい。

●クーリングオフができない場合

- ・クーリングオフの期間を過ぎてしまった場合。
- ・健康食品や化粧品など、使用したり、一部を消費した場合。
- ・購入者が、セールスマンを呼び寄せた場合。
- ・3,000円未満の商品を受け取り、代金を全額支払った場合。
- ・通信販売で購入した場合。
- ・乗用車を購入する場合。

●クーリングオフをするには

- ・契約解除、申し込み撤回の「文書」を作りましょう。（内容は購入者名 契約解除通知文・契約年月日・商品名・文書作成日・購入業者名など）
- ・文書は便箋、ハガキなどでいいですが、必ずコピーを残してください。（証拠で大切）
- ・業者への通知は、配達証明郵便、簡易書留（いずれもコピーを残す）、内容証明郵便で通知してください。
- ・電話では、証拠が残りませんし、業者側に再び説得の機会を与えることとなりますのでやめましょう。
- ・すでに代金を払っている場合は、返品の際のトラブルになりますので通知文と商品は一緒に送らないようにしましょう。

●わからないこと、トラブルがあったら

わからない事、トラブルがあったら、近くの市町村の「消費者相談センター」「警察」に相談して下さい。

< 10. 注文していない書籍などが送られてきたら >

突然、注文していない書籍などが請求書と一緒に送られて来ることがあります。これは、「送りつけ商法」（ネガティブオプション）と言います。

この場合、業者からの一方的な送付であり、契約は成立しません。したがって代金を支払う必要もないし、品物を返送することはありません。このような場合は、送付のあった日から「14日間」（業者に引き取りを通知した場合は7日間）を経過すれば自由に処分できます。

しかし、期間内に間違えて処分したり、使ったりすると承諾したものと見なされ代金支払いの義務が生じますので注意して下さい。

この種の「送りつけ商法」は、後々やっかいなトラブルになることがありますので速やかに送り返すのが無難です。この時「断わり状」を添えて、内容証明郵便又は、書留等で返送すれば完璧です。

< 11. 自転車、バイクの盗難防止のため >

- 自転車は、必ず「防犯登録」をしましょう。登録は、盗難防止と被害回復に役立ちます。
- 自転車には、必ず「カギ」をかけましょう。
- 自転車の放置は、絶対にやめましょう。
- バイクに、「グッドライダー防犯登録」をしましょう。バイク販売店で扱っています。

< 12. 火災に備えて >

- 防火のチェックポイント
 - ・ガス器具は、そのつど元栓を切っているか。近くに燃えるものは無いか。
 - ・電気カーペット、電気ストーブ、アイロン、電気プレートなどの電気器具は、使った後スイッチを切っているか。また、近くにカーテン、洗濯物などの燃えやすい物はないか。たこ足配線をしていないか。
 - ・風呂の点火前に、水を確かめているか。
 - ・油ナベを使っているとき、来客や電話の応対をしていないか。
 - ・寝タバコをしていないか。灰皿の中に水を入れているか。ゴミ箱に捨てていないか。
 - ・睡眠中にストーブをつけていないか。時々換気をしているか。
 - ・石油ストーブに給油の際は、火を消しているか。
 - ・火災になったときの避難口、避難ハシゴ、ロープの備えがあるか。日頃から火災が発生した際の避難口、避難方法を考えているか。
 - ・コンロ、ストーブの近くにシンナー、ベンジン、オーデコロン、ヘアースプレーなどの可燃物を置いていないか。

- ・消火用水、消火器の備えはあるか。
- ・ガスコンロは、壁から離しているか、ホースを時々点検しているか。
- ・寝る前に火の点検をしているか。
- ・火災に対して「油断」「無意識」「無頓着」になっていないか。

●火災になったら

- ・火災を出したり、発見したら「火事だーッ」と大声を出すか、「鍋」などをたたいて家族、近所の人に知らせて下さい。
- ・あわてずに「119番」して下さい。（どこで発生、なにが燃えている、目標物は）
- ・できるだけ姿勢を低くして壁づたいに移動し、煙を吸わないようにして下さい。本当に恐ろしいのは、炎よりも煙です。
- ・可能であれば、消防車が来るまでの間、消火器等で消火につとめて下さい。
- ・油鍋、石油ストーブに火がついたときは、毛布などの厚い布をかぶせて上から水をかけて下さい。水は絶対に直接かけないで下さい。

< 13. 地震に備えて >

●日頃の備え

- ・可能なかぎり、家屋、部屋の耐震補強をして下さい。
- ・たんす、食器棚、本箱などの大型家具、ピアノなどの転倒を防止するため、留め金、ロープなどで固定して下さい。
- ・非常時に備え、「非常持出品」として次の物品を用意した方がいいでしょう。
「水」（1人1日3リッターが目安）、「食料」（缶詰、インスタント食品）、「燃料」（カセットコンロ、固形燃料）、「照明器具」（懐中電灯、ローソク）、「資産目録」（預金通帳の支店、口座番号・保険の会社、契約番号・年金番号・パスポート番号・その他）、「携帯ラジオ」「ティッシュペーパー」「現金」「携帯電話」「衣類」「医薬品」「連絡先一覧」「履物」「その他必要と思われるもの」
- ・家族で地震が起きたときの連絡方法、落合場所、避難場所（普通は学校が指定されている）などの心得について話し合いをして下さい。兄弟、親戚等にも連絡をしておけばなおよろしいでしょう。
- ・「地震保険」を考えてみてはどうですか。

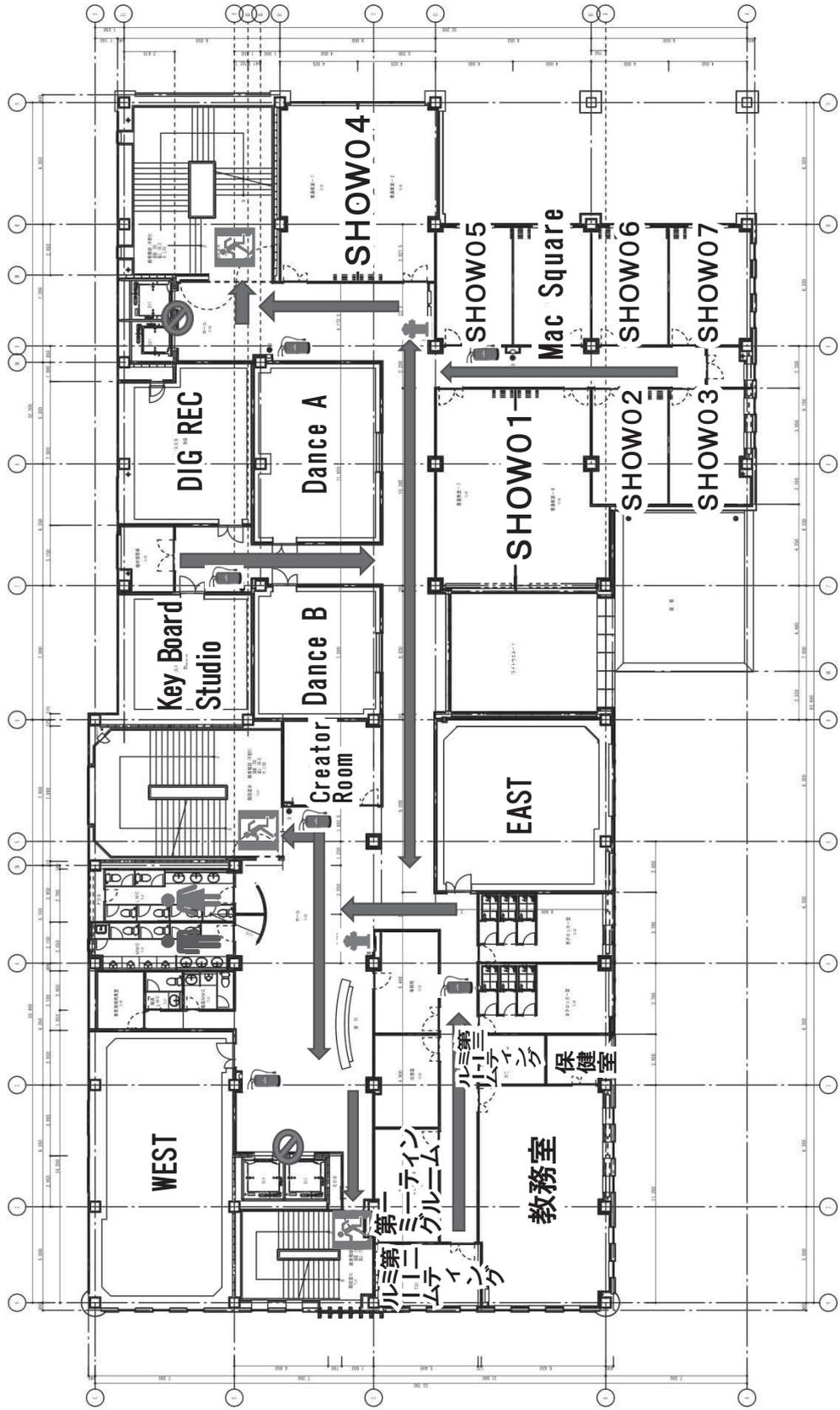
●地震が起きたら

- ・とっさにテーブル、机の下に入る。マンションなどの鉄筋の建物は、すぐ玄関のドアを開けて避難口を確保して下さい。
- ・身の安全を守りながら風呂、コンロ、ストーブなどの元栓をしめる「火の始末」と、トースター、アイロン、ポットなどの「電気」のブレーカー、プラグを抜いて下さい。

- ・水、食料などの「非常持出品」を忘れないで下さい。
- ・ビル、家屋の近くでは、ガラス、看板、タイル、瓦などが落下しますので頭上に注意して下さい。
- ・指定された避難場所に避難してください。津波が予想されるときは、高台に避難して下さい。
- ・負傷者の救護、火災の初期消火につとめて下さい。
- ・がけ崩れ、地すべりが予想される所は避けて下さい。
- ・家族が外出、旅行などで不在の場合は、避難先、連絡先の「メモ」を置いて下さい。

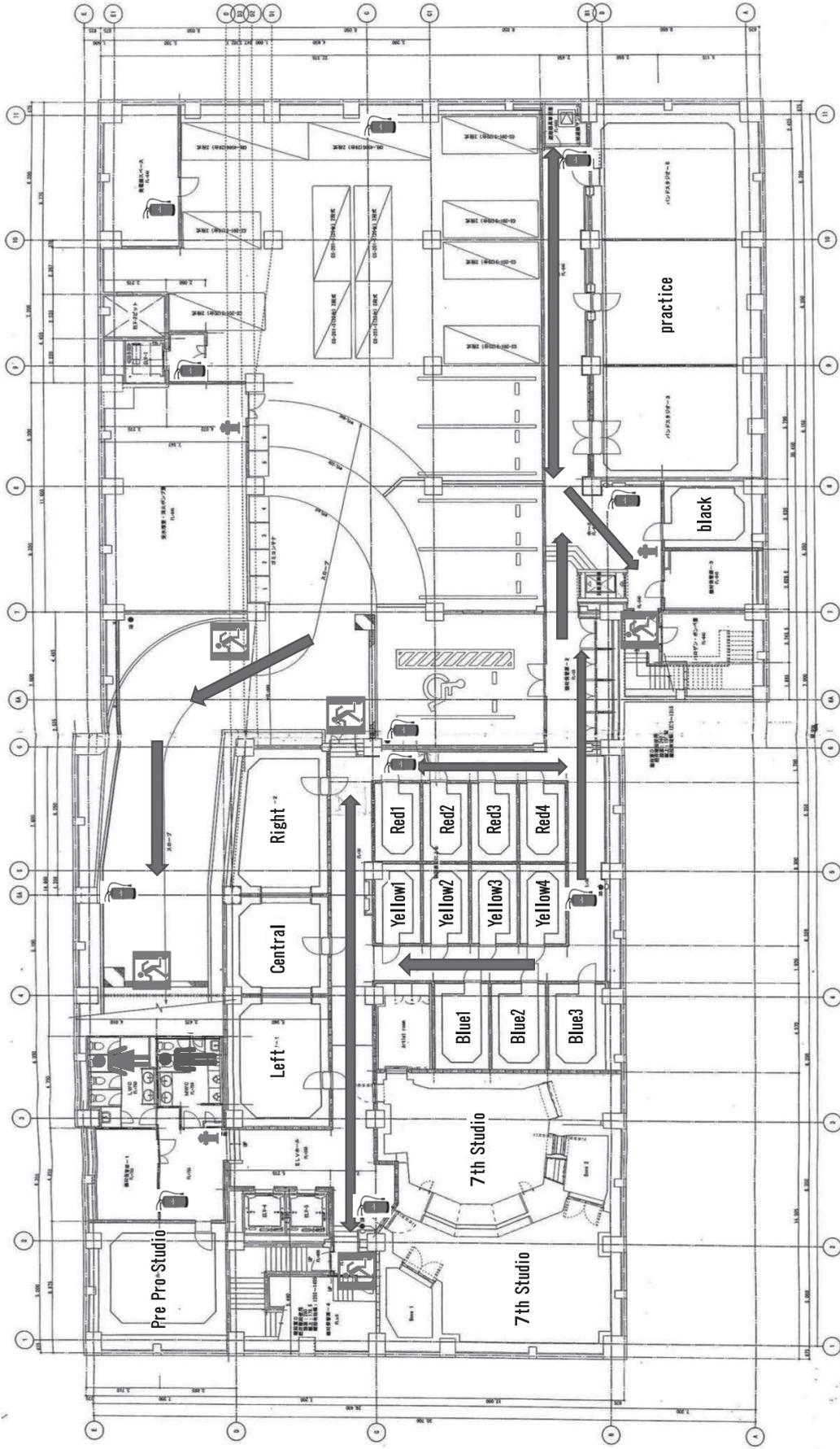
NSGスクエア 2F 避難経路図

 消火栓：2か所
 消火器：6か所

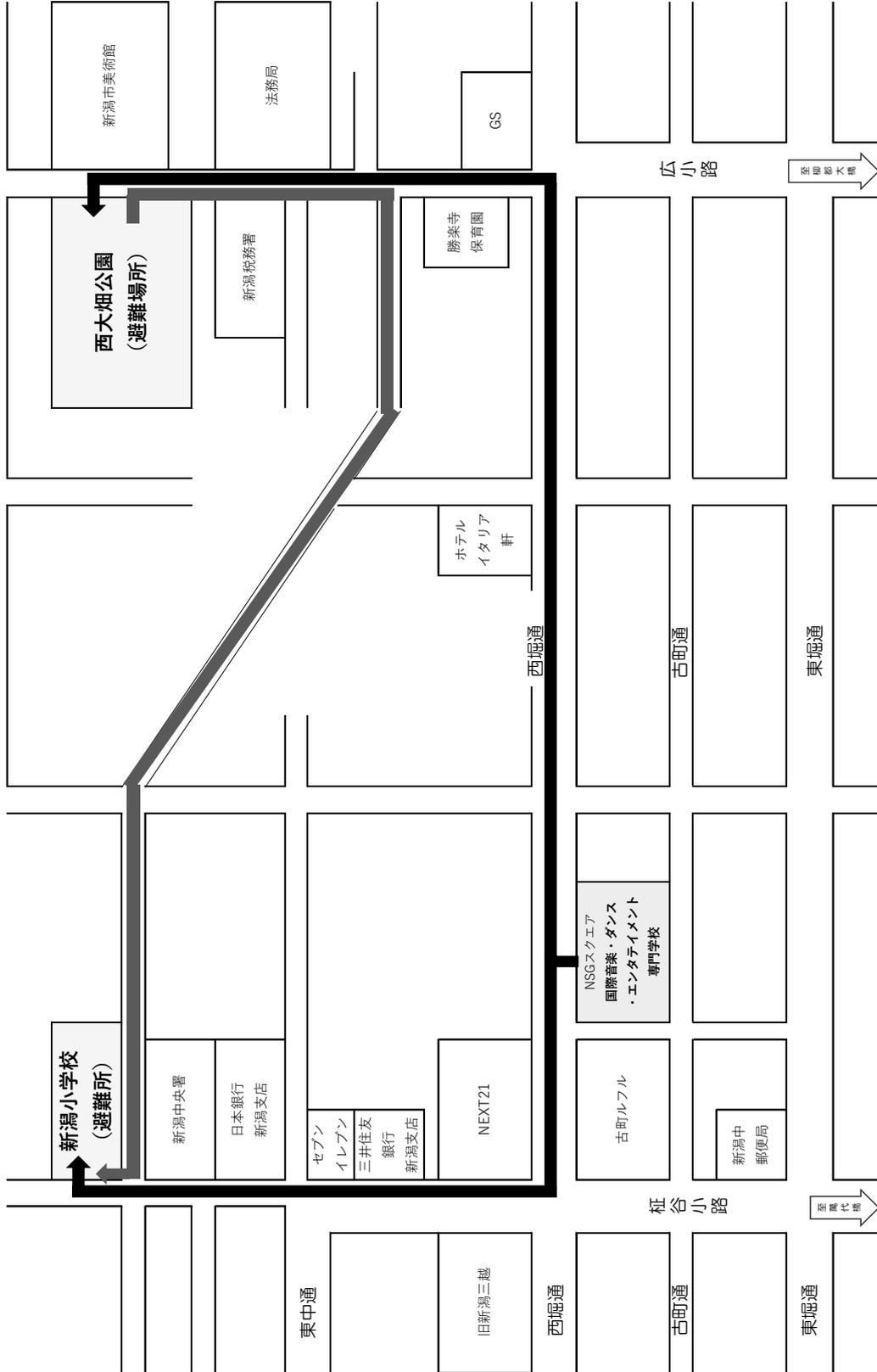


NSGスクエア B1F 避難経路図

 消火栓：3 か所
 消火器：11 か所



【避難場所・避難所】



「アラートが発報 その時、学校に「いる」? 「いない」?

